

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年12月第1回訂正分)

## 株式会社ミラティブ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### ○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,176,400株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し6,666,600株(引受人の買取引受による売出し5,643,600株・オーバーアロットメントによる売出し1,023,000株)から7,247,900株(引受人の買取引受による売出し6,149,100株・オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株)への変更及び売出しの条件、並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年12月2日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

### ○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

## 2 【募集の方法】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額722.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「459,972,400」を「462,678,120」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「459,972,400」を「462,678,120」に訂正。

### <欄外注記の訂正>

- (注) 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
5. 仮条件(850円~860円)の平均価格(855円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,005,822,000円となります。

## 3 【募集の条件】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄:「未定(注)2」を「722.50」に訂正。

#### <欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。  
仮条件は、850円以上860円以下の価格といたします。  
上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。  
なお、当該仮条件による需要状況、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定です。  
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。  
当該仮条件は変更されることがあります。仮条件を変更する場合には有価証券届出書の訂正届出書を提出したうえで、変更後の仮条件により改めて需要の申告を受付けることとなり、以降の日程についても変更される可能性があります。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(722.50円)及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(722.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 4 【株式の引受け】

### <欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数:「未定」を「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社766,700、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社409,700」に訂正。

### <欄外注記の訂正>

- (注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

- (注) 1. の全文及び2. の番号削除

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「919,944,800」を「925,356,240」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「896,944,800」を「902,356,240」に訂正。

#### <欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)を基礎として算出した見込額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額902,356千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

#### ① マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

#### ② 新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

#### ③ 採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

#### ④ 長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「5,643,600」を「6,149,100」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,797,060,000」を「5,257,480,500」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「5,643,600」を「6,149,100」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,797,060,000」を「5,257,480,500」に訂正。

「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 1,375,000株」を「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 1,514,400株」に訂正。

「東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階ANRI 3号投資事業有限責任組合 815,300株」を

「東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階ANRI 3号投資事業有限責任組合 897,900株」に訂正。

「東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 699,400株」を「東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 770,300株」に訂正。

「PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund V ,L.P. 587,200株」を「PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund V,L.P. 646,700株」に訂正。

「東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 539,500株」を「東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 594,200株」に訂正。

「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 305,500株」を「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 336,400株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 251,700株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 277,300株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 215,800株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 237,600株」に訂正。

「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合 107,900株」を東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合 118,800株」に訂正。

「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 54,200株」を「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 59,700株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合 36,800株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合 40,500株」に訂正。

#### <欄外注記の訂正>

- (注) 2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式**6,149,100株**のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 売出価額の総額は、**仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります**。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。**売出価格決定時に決定される売出数は、上記売出数の80%以上かつ120%以下の株数である4,919,300株以上7,378,900株以下の範囲内で決定されます**。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「1,023,000」を「1,098,800」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「869,550,000」を「939,474,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「1,023,000」を「1,098,800」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「869,550,000」を「939,474,000」に訂正。

#### <欄外注記の訂正>

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更される可能性があり、需要状況により増加、若しくは減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定される本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、ANRI 3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,098,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年12月25日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)1.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシュエーションに係る上限株式数も変更されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

##### (1) 関心の表明の内容

本訂正届出書提出日(2025年12月2日)時点において、下記の投資家(以下「本投資家」という。)は、本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本募集等」という。)において、下表に記載のとおり、発行価格又は売出価格にて、当社普通株式を購入することへの関心を表明しております。この関心の表明は、当社普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社普通株式の数に影響を与える可能性があるため、その内容を以下に記載いたします。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1 及び 2	本募集等後の発行済株式総数に 対する所有株式数の割合 (注) 1 及び 3
りそなアセットマネジメント株式会社が運用している下記ファンド ・年金投資基金信託株式口0 ・年金投資基金信託株式口Z ・Resona Japan Equity Small Cap(単独運用) ・RM国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・RM国内中小型成長株式マザーファンド ・RM国内小型株式クロスオーバーマザーファンド	最大で取得総額1,200百万円に相当する株式数	8.34%
アセットマネジメントOne株式会社が運用している下記ファンド ・D I A M新興市場日本株ファンド ・D I A M新興企業日本株ファンド ・新興企業日本株ファンド(資産成長型) ・D I A M新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・D I A M成長株オープン・マザーファンド	最大で取得総額380百万円に相当する株式数	2.64%

- (注) 1. 下記(注) 3. 及び「(2) 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合がこれよりも増減し、又は本投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。
2. 本投資家が関心を表明した株式数は、上記「関心を表明した投資家名」に記載されたファンドの合算値になります。
3. 本訂正届出書提出日現在の所有株式数及び発行済株式総数に、本募集等に係る株式数を勘案した割合の見込みであります。なお、本投資家が関心を表明した株式数の全てを発行価格及び売出価格の仮条件の下限である850円で取得することを前提として算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家間に資本関係はなく、また、本投資家は共同して当社普通株式を取得するものではありません。本投資家は、本訂正届出書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」において「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家からは、一定期間当社普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、また、その予定もありません。ただし、本投資家は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家が当社普通株式を長期保有する場合には、本投資家による購入は、当社普通株式の流動性を低下させる可能性があります。

## (2) 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家に対して、本投資家が関心を表明した株式数より多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家が当社普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家が購入する当社普通株式について、本募集等により販売される他の当社普通株式と同一の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格との差額は引受人の手取金となります。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日	—	—	—	赤川 集一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注)4	新株予約権の権利行使
2025年8月29日	=	=	=	グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グロービス5号ファンド有限責任事業組合 組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 職務執行者 堀義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △3,054,300 B種優先株式 △241,600 普通株式 3,295,900	=	(注)6
	=	=	=	ANRI3号投資事業有限責任組合 無限責任事業組合員 ANRI有限責任事業組合 組合員 ANRI株式会社 職務執行者 佐保安理	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,868,000 B種優先株式 △86,250 普通株式 1,954,250	=	(注)6
	=	=	=	テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 佐藤 浩毅	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,245,350 B種優先株式 △431,050 普通株式 1,676,400	=	(注)6
	=	=	=	Globis Fund V.L.P. its General Partner, Globis Fund V.(GP). L.P. Director Yoshito Hori	PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,304,350 B種優先株式 △103,200 普通株式 1,407,550	=	(注)6
	=	=	=	YJ3号投資事業組合 業務執行組合員 Z Venture Capital 株式会社 代表取締役 黄 仁竣	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,293,100 普通株式 1,293,100	=	(注)6

=	=	=	ジャフコSV5 共有投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 ジャフコ グループ株式 会社 代表 取締役 三 好 啓介	東京都港区 虎ノ門一丁 目23番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △732,100 普通株式 732,100	=	(注)6
=	=	=	グローバル・ ブレイン7号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △603,450 普通株式 603,450	=	(注)6
=	=	=	グローバル・ ブレイン6号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △517,250 普通株式 517,250	=	(注)6
=	=	=	株式会社MIXI 代表取締役 社長 木村 弘毅	東京都渋谷 区渋谷二丁 目24番12号 渋谷スクラ ンブルスク エア	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 △293,750 普通株式 293,750	=	(注)6

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてあります。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検査した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてあります。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

# Mirrativ

## 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

株式会社ミラティブ

2025年11月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式

849,949千円（見込額）の募集及び株式4,797,060千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式869,550千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ミラティブ

東京都目黒区目黒二丁目10番11号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 企業理念

### MISSION

わかりあう願いをつなごう

### VISION

好きでつながり、  
自分の物語が生まれる居場所

ナラティブ



## ミラティブが捉える時代背景

当社は2015年に(株)ディー・エヌ・エーの新規事業としてスタートしました。インターネットの発達・SNSの浸透に伴いUGC (User Generated Content) や推し活文化が急速に発達する中で、高額なPCや配信機材を使わずにスマホ一つでライブ配信できる時代が来ることを予見し、急速に高まるであろうライブ配信の需要に応えるべくコミュニティプラットフォーム「Mirrativ」をリリースしました。

以来10年に渡り、MBOによる独立を挟みつつ、創業から配信者に向き合い続けてきた会社として、配信者と視聴者がナラティブを紡ぎながら繋がり合えるよう様々なサービス・機能を開発・実装して参りました。

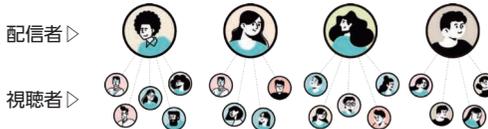
### マクロトレンド/社会や嗜好の変化

#### テクノロジーの進化

高速通信    多数常時接続    インタラクティブ

#### ユーザー行動の変化

UGC文化    推し活    ロングテール化



みんなが共感する「大きな物語」から、  
コミュニティ内・一人ひとりの「小さな物語」へ

### Mirrativの軌跡

#### サービスコンセプト



友達の家で  
ゲームやっている感じ

#### 簡単配信サービス



双方向  
コミュニケーション



## ナラティブの時代

Mirroring + Narrative = **Mirrativ**

自分の物語 = ナラティブが生まれる居場所を提供する

※1. 配信者比率 = 配信者数 ÷ MAU (Monthly Active Users, 月あたりのアクティブユーザー数)、アクティブユーザー：アプリを起動したユーザー数 (同一端末で複数アカウントのログインがある場合には1と集計) (2025年9月時点、月次ベース)

※2. 2025年9月時点の累計配信者数、月次ベース

# ミラティブとは

当社は、スマートフォンを数タップするだけでアバターを作って簡単にライブ配信ができるコミュニケーションサービス「Mirrativ」を開発・提供しています。

配信者は顔出しをせず手軽に配信を楽しめるようになり、視聴者はコインを購入し、視聴中にコインを消費してコミュニケーションツールとしてのギフトを送ることで配信画面にエフェクト等が表示され、配信を盛り上げることが可能になります。配信者は配信の盛り上がりに応じてコインを取得し、他の配信を視聴する際に、取得したコインを消費してギフトを送ることが可能です。

配信を盛り上げるギフトには様々な種類があり、ミラティブではユーザーエンゲージメントを高めるためのデジタルコンテンツを数多く開発しています。



## Mirrativアプリの仕組み



コインを購入・消費し、アバターアイテムを含むギフトを配信者へ使用

ギフトにより得たコインは他配信の視聴時に再度ギフトとして使用可能

現金化・収益化も可能

(※一定の基準を満たし、当社の審査を通過した配信者のみ)

## 様々なギフト体験



### 定番ギフト/メッセージギフト

配信を盛り上げる豊富なアイテム

### ギフトガチャ

配信者と視聴者それぞれが当たったアイテム(エモモ<sup>※1</sup>など)を獲得可能



### ランキングイベントギフト

配信内のギフトポイントを集計



### ライブゲームギフト

配信者のゲーム攻略を応援

※1. 当社が提供する3Dアバターの呼称

## サービスの特徴

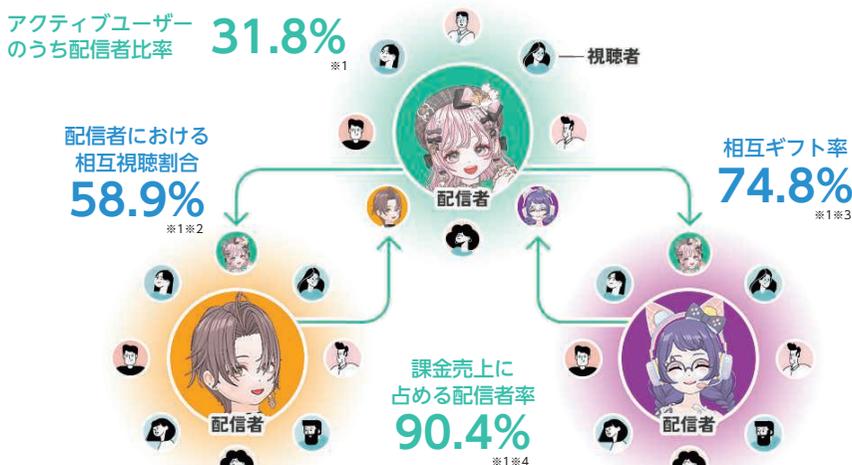
「Mirrativ」の最も特徴的な点は、ライブ配信とユーザー間の交流に係るUI/UXの磨き込みにより、多くのユーザーが視聴者としても配信者としても当アプリを利用しているという点です。

例えば、当アプリは主にゲーム配信に利用されていますが、国内外の様々なスマホゲーム会社とタイアップをすることで配信を促し盛り上げるようなコンテンツを提供しております。こうした施策は同時に、効率的なユーザー獲得を実現しています。

また、ユーザーの相互交流を促進する独自のコンテンツとして、「ライブゲーム」機能を開発・実装しています。ライブゲームでは配信中に視聴者がギフトやコメントなどを通じて簡単にゲームに参加するという新しい体験価値を提供しています。

こうして日本最大級の配信者数を誇るコミュニティプラットフォームへと成長した「Mirrativ」は、高いユーザーエンゲージメントを背景に積層型の入会年度別売上高コホートを実現しています。同時に、アマチュア配信者を中心として収益目的ではなく交流目的でのサービス利用がなされている結果、プラットフォーム外へのキャッシュアウト率が低く、高い収益ポテンシャルを有していると考えています。

### 双方向性の高いユニークなプラットフォーム



※1. 2025年9月時点、月次ベース

※2. 配信者における相互視聴割合：配信者側のユーザーが、視聴者側のユーザーの配信を視聴している割合

※3. 相互ギフト率：①有償コインを消費するギフトをお互いに贈り合ったユーザーのペアが消費した有償コインの総額、②一方通行の有償コインを消費するギフトを送った視聴者と配信者のペアが消費した有償コインの総額の割合から算出（①÷(①+②)）

※4. 課金売上に占める配信者率：課金売上のうち、配信経験のあるユーザーによる課金売上の割合

### デジタルコンテンツ



エモモ

Mirrativ内で使える3Dアバター  
誰でもアバター配信が可能。ギフトガチャ等で入手可能



エモモ



ライブゲーム

配信者がライブ配信しながら視聴者と一緒に遊べる  
Mirrativオリジナルのゲーム機能



ランキング

配信者間で競い合い限定アイテムを獲得  
視聴者として推しの配信者を応援



エモカラ

アバターカラオケ配信エモカラ

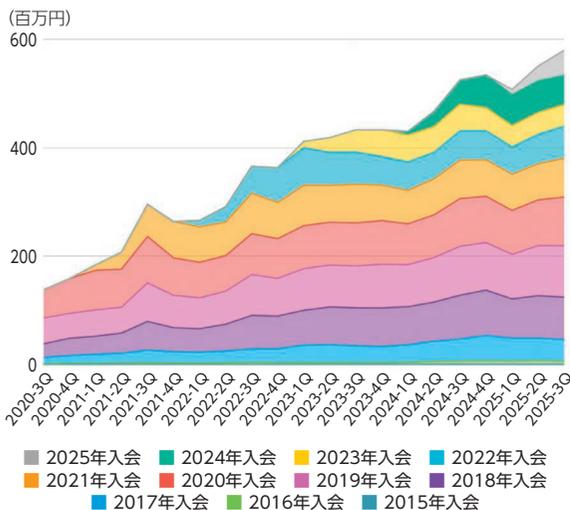


## 配信者のゲームプレイにリアルタイムで介入出来る「ライブゲーム」

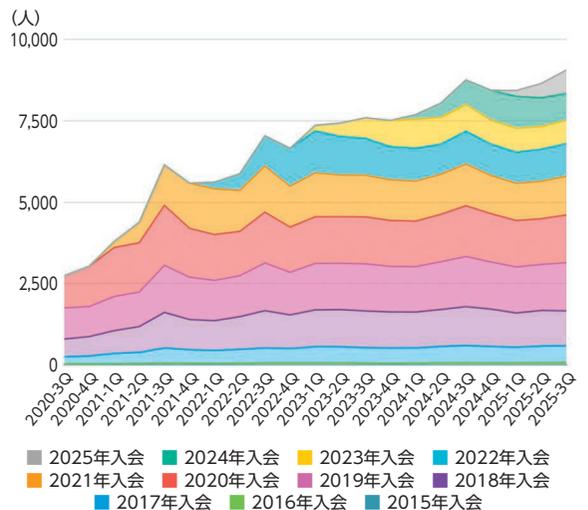


## ロイヤルユーザーから売上高が積み上がり続ける事業構造 ※1 ※2

入会年度別月次課金売上高（四半期平均） ※3 ※4



入会年度別月次ロイヤルユーザー数（四半期平均） ※1 ※3



※1. ロイヤルユーザー：課金額が月額10,001円以上のPaid User

※2. 2021年～2024年の各年度の比率の平均

※3. データ期間：2020/7～2025/9

※4. 当該図における月次課金売上高は会計上の繰延等による調整前の社内管理数値に基づく

# ミラティブの概要

Mirrativアプリは月間アクティブユーザー※3の約30%※2が配信者という希少な双方向型のプラットフォームとなり、すでに四半期単位の黒字化を達成

## Platform KPI

110,000+

配信者数 ※2

17,000円+

ARPPU ※1※5

8,500+

月間ロイヤル  
ユーザー数 ※1

57,000円+

ARPLU ※1※6

91.3分

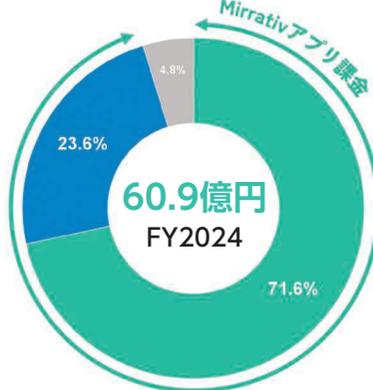
1日あたり  
平均配信時間 ※2※7

102.1分

1日あたり  
平均視聴時間 ※2※8

## Financials

■売上高構成比



● Mirrativアプリ課金 (エモモ・ランキング)  
● Mirrativアプリ課金 (ライブゲーム) ● 広告

52.1億円

売上高  
FY2025 Q3累計

17.0%

売上高成長率 ※9  
FY2025 Q3累計

5.3%

営業利益率  
FY2025 Q3累計

※1. 2025年1-9月の月次平均値

※2. 2025年9月時点、月次ベース

※3. 月間アクティブユーザー：月に一度以上アプリを起動したユーザー数(同一端末で複数アカウントのログインがある場合には1と集計)

※4. 配信者比率 = 配信者数 ÷ MAU (Monthly Active Users, 月間アクティブユーザー数)

※5. ARPPU (Average Revenue Per Paid User) = コイン売上 ÷ Paid User数

※6. ARPLU (Average Revenue Per Loyal User) = ロイヤルユーザーにおける課金売上 ÷ ロイヤルユーザー数

※7. 1日あたり平均配信時間：サービス内で配信したユーザーの1日あたりの平均配信時間

※8. 1日あたり平均視聴時間：サービス内で配信を視聴したユーザーの1日あたりの平均視聴時間

※9. FY2024 Q3累計は単体、FY2025 Q3累計は連結ベースの前年同期比で算出

## 新規事業

新規事業として、Mirrativ事業で培ってきたデジタルコンテンツやノウハウ、企業ネットワークを活用し、YouTubeやTikTok等のMirrativ外の配信プラットフォームにおける配信者向け／VTuber向けサービスの展開を開始しました。

昨今、事務所に所属していない個人配信者／VTuberは一大勢力となっております。このような個人配信者に向け、配信シーンの演出・収益化のための企業タイアップ等、「ファン・収益・撮れ高」が上がるサポートを当社は提供することができると考えております。

直近では、インフルエンサー (KOL) マーケティングを希望される企業と配信者をつなぐキャストイングサービス「ぶいきゃす」や配信者向けの視聴者分析デスクトップツールである「CastCraft」が(株)キャストコードの持分法適用会社化によりグループジョインする等、機能拡充を行いつつ、より多くのストリーマーに当社サービスを届けられるよう事業展開に努めております。

Mirrativ事業で培った資産を…

企業ネットワーク  
(広告クライアント  
や協業)



配信ノウハウ/  
デジタルコンテンツ



エモモ  
(3Dアバター)



…YouTubeやTwitchの配信者に横展開へ

ぶいきゃす

VTuberと企業様を  
マッチング



VTuber・ストリーマー



YouTubeやTwitchの  
配信者支援ツール  
「CastCraft」





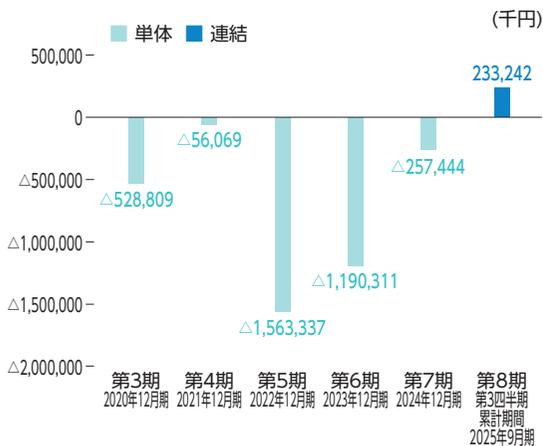
## 売上高



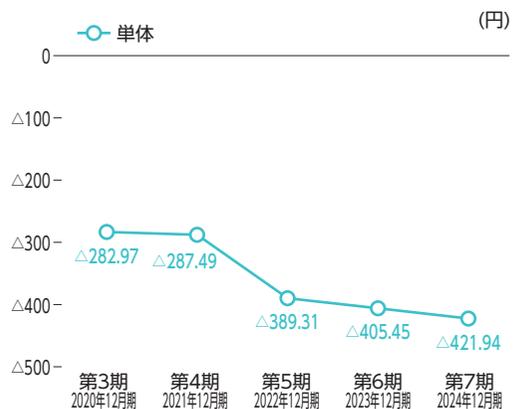
## 純資産額/総資産額



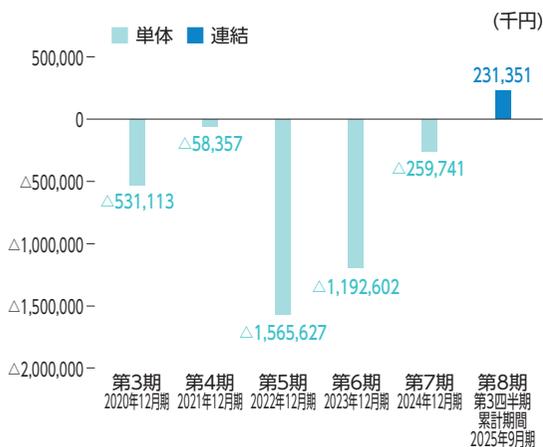
## 経常利益又は経常損失 (△)



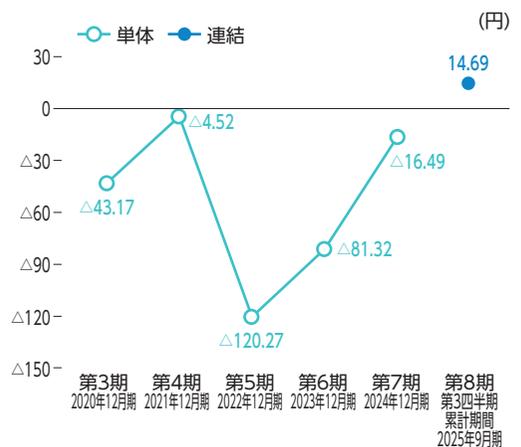
## 1株当たり純資産額



## 四半期純利益又は当期純損失 (△)



## 1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)



(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失」の各グラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

# 目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	12
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	13
第二部 【企業情報】	16
第1 【企業の概況】	16
1 【主要な経営指標等の推移】	16
2 【沿革】	19
3 【事業の内容】	20
4 【関係会社の状況】	24
5 【従業員の状況】	25
第2 【事業の状況】	26
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	26
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	31
3 【事業等のリスク】	32
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5 【重要な契約等】	46
6 【研究開発活動】	46
第3 【設備の状況】	47
1 【設備投資等の概要】	47
2 【主要な設備の状況】	47
3 【設備の新設、除却等の計画】	47

第4	【提出会社の状況】	48
1	【株式等の状況】	48
2	【自己株式の取得等の状況】	61
3	【配当政策】	61
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	62
第5	【経理の状況】	72
1	【連結財務諸表等】	73
2	【財務諸表等】	109
第6	【提出会社の株式事務の概要】	142
第7	【提出会社の参考情報】	143
1	【提出会社の親会社等の情報】	143
2	【その他の参考情報】	143
第四部	【株式公開情報】	144
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	144
第2	【第三者割当等の概況】	145
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	145
2	【取得者の概況】	147
3	【取得者の株式等の移動状況】	148
第3	【株主の状況】	149
	監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	株式会社ミラティブ
【英訳名】	Mirrativ, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役最高経営責任者 赤川 集一
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
【電話番号】	03-6910-4866
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 須山 敏彦
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
【電話番号】	03-6910-4866
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 須山 敏彦
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 849,949,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,797,060,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 869,550,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,176,400(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年11月14日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2025年12月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2 【募集の方法】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	459,972,400
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	459,972,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は999,940,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注) 4	2025年12月17日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。  
発行価格は、2025年12月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。  
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。  
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2025年12月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2025年12月3日から2025年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23-3

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		
計	—	1,176,400	—

- (注) 1. 2025年12月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
919,944,800	23,000,000	896,944,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額896,944千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

###### ① マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円(2026年12月期:200,000千円、2027年12月期:300,000千円)を充当する予定です。

###### ② 新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円(2026年12月期:50,000千円、2027年12月期:100,000千円)を充当する予定です。

###### ③ 採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円(2026年12月期:50,000千円、2027年12月期:100,000千円)を充当する予定です。

###### ④ 長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,643,600	4,797,060,000	東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有 限責任組合 1,375,000株  東京都港区六本木6丁目10-1 六 本木ヒルズ森タワー15階 ANRI3号投資事業有限責任組合 815,300株  東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資 事業有限責任組合 699,400株  PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund V,L.P. 587,200株  東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 539,500株  千葉県流山市 赤川 隼一 352,900株  東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任 組合 305,500株  東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業 有限責任組合 251,700株  東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業 有限責任組合 215,800株

				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合 107,900株
				東京都武蔵野市 夏 澄彦 75,000株
				東京都世田谷区 小川 真沙美 70,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責 任組合 54,200株
				東京都港区 伊藤 光茂 50,000株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限 責任組合 36,800株
				東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社セガ 29,400株
				東京都港区 中川 綾太郎 28,000株
				東京都港区 佐藤 裕介 23,300株
				東京都品川区 島田 達朗 15,500株
				東京都品川区 大湯 俊介 6,200株
				東京都日野市 栗田 健悟 2,500株
				東京都杉並区 大野 知之 2,500株
計(総売出株式)	—	5,643,600	4,797,060,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されてお  
ります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,643,600株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。  
上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券  東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社  愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社  東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社  東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社  東京都千代田区麴町一丁目4番地 松井証券株式会社  大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社  東京都千代田区麴町三丁目3番6 丸三証券株式会社  東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年12月18日(木))の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,023,000	869,550,000	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,023,000	869,550,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の手続き等「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注) 1	三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社及びその委託販売先 金融商品取引業者の本 支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2025年12月18日)の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社(以下、「共同主幹事会社」という。)として、2025年12月18日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社であります。

### 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

#### (1) 株式の種類

当社普通株式

#### (2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注)

上記の売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されますが、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

#### (3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注)

1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売における売出価格と同一といたします。

#### (4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注)

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

#### (5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

未定

#### (6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2025年12月18日(木)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、ANRI3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,023,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、2025年12月25日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUF証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、ANRI3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合、売出人であるグロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合、YJ3号投資事業組合、グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、小川真沙美、伊藤光茂、佐藤裕介、中川綾太郎、島田達朗及び大湯俊介、売出人及び当社新株予約権者である赤川隼一、当社株主である株式会社丸井グループ、株式会社バンダイナムコエンターテインメント及び他3名、当社株主及び当社新株予約権者である須山敏彦、横手良太並びに当社新株予約権者である岡田裕次郎、千吉良成紀、杉原健太郎、妻木泰夫、石原一樹及び鈴木信裕は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の

2026年6月15日までの期間(以下「ロックアップ期間 (A)」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

さらに、当社新株予約権者である当社従業員等86名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2026年3月17日までの期間(以下「ロックアップ期間 (B)」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間 (A) 中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割、株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限がロックアップ期間(A)中に解除されないものに限る。))の導入に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行(ただし、ロックアップ期間(A)中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間(A)中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。)等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間 (A) 及びロックアップ期間 (B) 中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記の他、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第7期
決算年月		2024年12月
売上高	(千円)	—
経常利益	(千円)	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	—
包括利益	(千円)	—
純資産額	(千円)	1,876,331
総資産額	(千円)	3,537,030
1株当たり純資産額	(円)	△422.25
1株当たり当期純利益	(円)	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	53.0
自己資本利益率	(%)	—
株価収益率	(倍)	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	131 〔40〕

- (注) 1. 第7期が連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を第7期末日としていることから、第7期においては貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目及び従業員数のみを記載しております。
2. 第7期の1株当たり純資産額については、新株予約権、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に帰属する純資産を純資産の部の合計額から控除して算出しており、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
3. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
4. 第7期の連結貸借対照表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を、B種優先株式1株につき普通株式1株を、C種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第7期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	1,991,987	3,219,892	4,324,875	5,438,229	6,096,112
経常損失(△)	(千円)	△528,809	△56,069	△1,563,337	△1,190,311	△257,444
当期純損失(△)	(千円)	△531,113	△58,357	△1,565,627	△1,192,602	△259,741
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数						
普通株式	(株)	17,490	17,490	17,490	61,490	61,490
A種優先株式	(株)	152,678	152,678	152,678	152,678	152,678
B種優先株式	(株)	87,932	87,932	87,932	87,932	87,932
C種優先株式	(株)	—	—	12,927	12,927	12,927
純資産額	(千円)	2,676,651	2,618,294	3,252,842	2,140,972	1,881,231
総資産額	(千円)	2,899,857	3,084,350	4,194,627	3,697,022	3,532,737
1株当たり純資産額	(円)	△14,148.58	△14,374.68	△19,465.71	△405.45	△421.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,158.35	△226.10	△6,013.42	△81.32	△16.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	92.2	84.8	77.5	57.9	53.2
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△1,130,245	△345,969
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△13,687	△97,942
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	606,508	79,724
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	3,070,348	2,706,160
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	54 〔—〕	77 〔22〕	110 〔31〕	117 〔41〕	131 〔40〕

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る提出会社の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第3期から第7期の1株当たり純資産額については、新株予約権、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に帰属する純資産を純資産の部の合計額から控除して算出しており、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第3期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりま

せん。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
10. 第3期から第7期については、ライブゲーム開発、広告宣伝費、人員採用等の先行投資を行っていたことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
11. 主要な経営指標等の推移のうち、第3期から第5期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
12. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
13. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 2025年8月14日開催の取締役会において、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第6期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	△282.97	△287.49	△389.31	△405.45	△421.94
1株当たり当期純損失(△) (円)	△43.17	△4.52	△120.27	△81.32	△16.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

## 2 【沿革】

年月	概要
2015年8月	㈱ディー・エヌ・エーがライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」のアプリをリリース
2018年2月	東京都世田谷区に「㈱エモモ(現 当社)」を設立
2018年3月	吸収分割により㈱ディー・エヌ・エーの「Mirrativ事業」を承継し、ライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」事業を開始(以下、ミラティブ事業という) ㈱ミラティブ(当社)に商号変更
2018年4月	本社を東京都渋谷区に移転
2018年9月	「Mirrativ」アプリ上で使用可能な3Dアバター「エモモ」を提供開始
2018年10月	ギフトやアイテムガチャを贈り合えるサービス提供開始
2019年1月	累計配信者数が100万人突破
2019年5月	ユーザーが作成した3Dアバター「エモモ」を利用して、顔出しをせずにカラオケ配信ができる機能「エモカラ」のサービス提供開始
2019年7月	本社を東京都目黒区に移転
2020年8月	ライブゲーム「エモモRUN」のサービス提供開始
2021年2月	ライブゲーム「エモモバトルドロップ」のサービス開始
2022年4月	ライブゲーム「エモランあーるびーじー」及びその他ライブゲームサービスの提供開始
2023年11月	累計配信者数が500万人突破
2023年12月	ライブゲーム「スラボンコロシウム」のサービス提供開始
2024年10月	Mirrativアプリで培ったノウハウ・コンテンツ・アセットを活用し、他プラットフォームで活躍する個人VTuber等の配信者に向けたソリューション提供を行うことを目的に、合同会社アイブレイド(現 ㈱アイブレイド)を完全子会社化
2025年2月	Mirrativアプリで培ったノウハウ・コンテンツ・アセットを活用し、他プラットフォームで活躍する個人VTuber等の配信者に向けたソリューション提供を行うことを目的に、㈱キャスコードの株式を取得し持分法適用関連会社化

### 3 【事業の内容】

当社グループは、「好きでつながり、自分の物語が生まれる居場所」をビジョンに、スマートフォン一つで簡単にライブ配信ができるプラットフォーム「Mirrativ」を提供しております。当社グループでは、ゲームやエンターテインメントを、出自や言語を超えて人と人を繋ぐ強い力をもった媒介であると考え、特にゲーム配信に注力しております。また、当社グループは、「わかりあうこと」は人類の究極的な願い、「なかなかわかりあえないこと」は人類の永遠の課題だと考えており、「わかりあう願いをつなごう」をミッションとして掲げ、ライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」の企画、開発、運営を行っております。

#### (1) 当社グループの事業内容

##### ① 当社グループの事業の構成

当社グループの事業は、主に以下のサービスによって構成されており、ミラティブ事業を主要な事業としております。

##### a. ミラティブ事業

###### ア. ライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」の開発・運営

主にスマートフォンアプリを通じて、ライブ配信、視聴、コメント、ギフト、コミュニティなど、ユーザー間のコミュニケーションを促進するための多様な機能を提供しております。特に、モバイルゲームとの親和性が高く、ゲーム実況配信者やゲーム好きの視聴者を中心に利用されております。

###### イ. 広告・プロモーション

「Mirrativ」プラットフォーム上での広告掲載や、企業へのプロモーション支援などを展開しております。ゲーム会社をはじめとする様々な企業に対し、ユーザーエンゲージメントの高いプロモーション機会を提供しております。

##### b. その他関連事業（ストリーマープラットフォーム事業）

上記に付随して、イベント企画・運営、グッズ販売など、ユーザー体験の向上や新たな収益機会の創出に繋がる事業を検討・実施しております。

また、当社完全子会社である株式会社アイブレイドを通じて、個人VTuberを中心に広告案件のインフルエンサーマーケティングを行いたい企業と配信者を結びつけるプラットフォーム「ぶいきやす」の運営、VTuberによる音楽イベント「Rock on V」の運営等を行っている他、当社持分法適用関連会社である株式会社キャストコードを通じて、配信支援ツール「CastCraft」のユーザーに対してミラティブ事業で培ったアセットやノウハウを提供する等、「Mirrativ」のプラットフォーム外の配信者に対しても、配信を盛り上げるコンテンツや収益機会の提供等を行っております。

##### ② 「Mirrativ」の概要について

「Mirrativ」は、スマートフォンから簡単にライブ配信ができるアプリです。「Mirrativ」では、リアルタイムで配信を行いたいスマートフォン上のゲーム等の画面をミラーリングすることにより、配信を行うことができます。また、配信にあたっては、「エモモ」を通して配信を行うこととなります。エモモとは、「Mirrativ」内で使用できる3Dアバターであり、配信中の配信者の声に反応してアバターが動き出すため、顔出しをせずにリアルな感情等を表現しながら配信することができます。配信者は、顔出しをせずに配信できることから、配信へのハードルが下がり、誰でも気軽にライブ配信を行うことが可能です。

また、「Mirrativ」におけるリアルタイムの配信では、視聴者が参加可能な仕組みとなっており、視聴者からコメントや配信画面にエフェクト効果を表示させることができるデジタルコンテンツをギフトとして贈ることが可能です。配信者は、ライブ配信の中で、視聴者からのコメントやギフト等に言葉でレスポンスをすることや、他の配信者と一緒に配信を行うコラボ配信を行うことによって、コミュニケーションが生まれるサービスとなっております。

(図1) 「Mirrativ」上の配信画面



「Mirrativ」では、視聴者は配信者に対して、コメントを投稿したり、配信画面にエフェクト効果を表示させることができるデジタルコンテンツをギフトとして贈ることで、配信を盛り上げることができます。このデジタルコンテンツの入手については、ユーザーは当社が発行するMirrativコインを使用して、ギフトを行うことにより、当社からデジタルコンテンツの利用権を付与しております。Mirrativコインは、ユーザーが使用する通信端末に応じて、App Store、Google Play Store、Webサイトを通じて購入することができます。

また、「Mirrativ」では、配信で生活したい・副収入が欲しいという配信者のニーズに応えるため、ミラティブスターズ制度（※申請条件及び審査に合格した配信者を対象にした、報酬を現金で受け取ることができる制度）を導入しております。ミラティブスターズに該当する配信者に対して、ミラティブスター規約に基づき、現金報酬又は有償コインを配信者へ支払っております。なお、当該配信者側への還元部分については、原価計上をしております。

加えて、「Mirrativ」上での広告掲載による広告費を受領して収益計上しております。特にゲーム配信に注力しているライブ配信プラットフォームであるため、多くのゲーム会社からプロモーション戦略の一環として利用いただいている状況です。

### ③ 「Mirrativ」における配信内容

「Mirrativ」では、スマートフォンのゲームアプリ配信が中心となっており、2024年12月期で約73%、2025年9月末現在では約75%の配信（※いずれも期間合計の配信数ベース）が、ゲームアプリの配信となっております。

また、他社の既存ゲームのプレイ配信だけではなく、当社が発明した「ライブゲーミング」のプレイ配信も行われております。ライブゲーミングでは、ゲームとゲーム実況が融合した体験＝「ライブゲーミング」で視聴者が配信中のゲームに介入する新たな体験を創出しており、従来のゲーム配信からさらに一歩進んで、より配信者と視聴者が密なコミュニケーションを行うことができる仕様となっております。

その他、ゲーム配信だけではなく、雑談やカラオケ配信も可能となっており、ゲームをあまりしないユーザーでも、気軽に配信を楽しめるプラットフォームとなっております。

### ④ 「Mirrativ」におけるサービスの特徴

「Mirrativ」では、単に配信者を応援するだけではなく、各サービスとの連携により、多様な楽しみ方を提供しております。当社は、エモモ・ランキング・ライブゲーミングにおけるコイン消費を通じたMirrativアプリ課金収入と、プラットフォームへの広告掲載による広告収入が中心です。2024年12月期の実績では、Mirrativアプリ課金収入が売上全体の95.2%（エモモ・ランキング：71.6%、ライブゲーミング：23.6%）を占め、広告収入は4.8%となっております。

#### a. エモモ

「エモモ」は、「Mirrativ」の配信者と視聴者の両方が利用できるアバター機能です。自分の分身となるキャラクターを作成し、ライブ配信や視聴体験をより豊かにすることができます。作成した「エモモ」は、配信者の声に合わせてリアルタイムにアニメーションします。これにより、視聴者は配信者の感情をより身近に感じることができ、一体感のあるコミュニケーションを実現しております。また、視聴者も自分の「エモモ」を作成し、配信に参加することができ、コメントと共に自分のアバターを表示したり、リアクションを送ったりすることで、より積極的にライブ配信を楽しむことを可能にしております。さらに、複数の配信者や視聴者の「エモモ」を一つの画面に表示させることも可能であり、これにより、コラボ配信や大人数での参加型企画など、多様なライブ配信のスタイルが実現されております。

配信者及び視聴者は「Mirrativ」上で、原則、エモモアイテムが入手可能な専用ガチャ等のギフトアイテムを贈る又は贈られることで、エモモの衣装、アクセサリ、エフェクトなどのアイテムを入手することができます。

#### b. ランキング

「ランキング」は、「Mirrativ」内のユーザーやライブ配信を様々な指標に基づいて順位付けするイベントです。これにより、人気のある配信者や盛り上がっているライブ配信を見つけやすくなる他、ランキング上位を目指すことで、配信者はより多くの視聴者を集めるためのモチベーションとなり、視聴者は推しの配信者を応援する楽しみが生まれるなど、プラットフォーム全体の活性化に繋がっております。

#### c. ライブゲーミング

「ライブゲーミング」は、「Mirrativ」でのライブ配信中に、配信者と視聴者が一緒に遊べるインタラクティブなゲーム機能です。これにより、一方的な視聴体験ではなく、参加型のエンターテインメントを提供し、より深いコミュニケーションと一体感を実現しております。視聴者は、配信中にギフトやコメントなどを通じて簡単にゲームに参加することができ、特別なアプリのインストールや複雑な操作は不要な場合が多く、手軽に楽しむことが出来ます。2025年9月末現在、ライブゲーミングとして9本のタイトル（※非常設タイトルを除く）が運営されており、完全内製タイトル及び3rd Partyによる開発タイアップを除いたタイトルの平均外注開発コストは約29百万円であります。既存スマホゲームの平均開発コストが4.92億円（出典：JOGA オンラインゲーム市場調査レポート2025）であることと比較すると、当社は比較的低コストで、新しいゲームの開発を行うことが出来ることから、様々なユーザーの趣向にあった多様なコンテンツを制作することを可能としております。また、ライブゲーミングの開発にあたっては、APIを開放し3rd Partyによる外部開発タイトルの受け入れも行っております。

### (2) 当社グループの事業の特徴

#### ① 日本最大級のゲーム配信プラットフォーム

「Mirrativ」では、配信者は顔出しをせずに配信を行えることから、配信へのハードルが下がり、誰でも気軽にライブ配信を行うことが可能です。このような理由から、2025年9月末時点において、累計配信者数は570万人を超え、アクティブユーザーの約3割（※月間のアクティブユーザー（アプリを起動したユーザー数（同一端末で複数アカウントのログインがある場合には1と集計）ベース））が配信を行っており、アクティブユーザーの配信者数は11万人超にのぼるなど、日本最大級のゲーム配信プラットフォームであるものと自負しております。

#### ② 高いユーザーエンゲージメント

「Mirrativ」では、「好きでつながる」ことを目的に集ったユーザー同士が日々活発なコミュニケーションを交わしており、ギフトや配信をコミュニケーションツールの一つとして活用しています。コミュニケーションを通じてエンゲージメントが高まったユーザーは自身も配信を行うようになり、相互に視聴し合いギフトやコメントを贈り合うことを通じて、さらにエンゲージメントを高めていく傾向があります。一般的に視聴者と配信者が区分けされやすいライブ配信プラットフォームにおいて、全アクティブユーザーのうち配信者比率が2025年9月時点で31.8%（※月次ベース）であり、課金売上における配信者率は2025年9月時点で90.4%（※月次ベース）であることも「Mirrativ」の特徴の一つです。なお、2025年9月時点の1日あたり平均配信時間（※サービス内で配信したユーザーの1日あたりの平均配信時間、月次ベース）は91.3分、1日あたり平均視聴時間（※サービス内で配信を視聴したユーザーの1日あたりの平均視聴時間、月次ベース）は102.1分であります。

また、配信者における相互視聴割合（※配信者側のユーザーが、視聴者側のユーザーの配信を視聴している割合）は58.9%（※2025年9月時点、月次ベース）であることに加え、プラットフォーム内の相互ギフト率（※①有償コインを消費するギフトをお互いに贈り合ったユーザーのペアが消費した有償コインの総額、②一方通行の有償コインを消費するギフトを送った視聴者と配信者のペアが消費した有償コインの総額の割合から算出（①÷（①+②）））は74.8%（※2025年9月時点、月次ベース）と、コミュニケーションの一環として贈られたギフト

トが再度ギフトとして消費される傾向にあり、収益構造に好影響を及ぼしております。

### ③ ゲーム会社との多数の連携

「Mirrativ」では、年間100タイトル超のゲームとのタイアップ広告等を展開しております。当社は、特にゲーム配信に注力しているライブ配信プラットフォームであることから、「Mirrativ」上でゲーム会社の広告が配信されるにあたり、ゲーム会社がターゲットとするユーザーへの接触効果が必然的に高くなるという特徴があります。さらに、「Mirrativ」で配信キャンペーンを行ったゲームタイトルにおいては、施策実施後の効果測定の結果等より、配信者を媒介してゲーム自体のアクティビティ（継続率、1日あたり課金額等）が上昇していると考えております。当社としてもキャンペーンをフックに新規ユーザーが流入するため、マーケティングコストを抑えることが可能です。

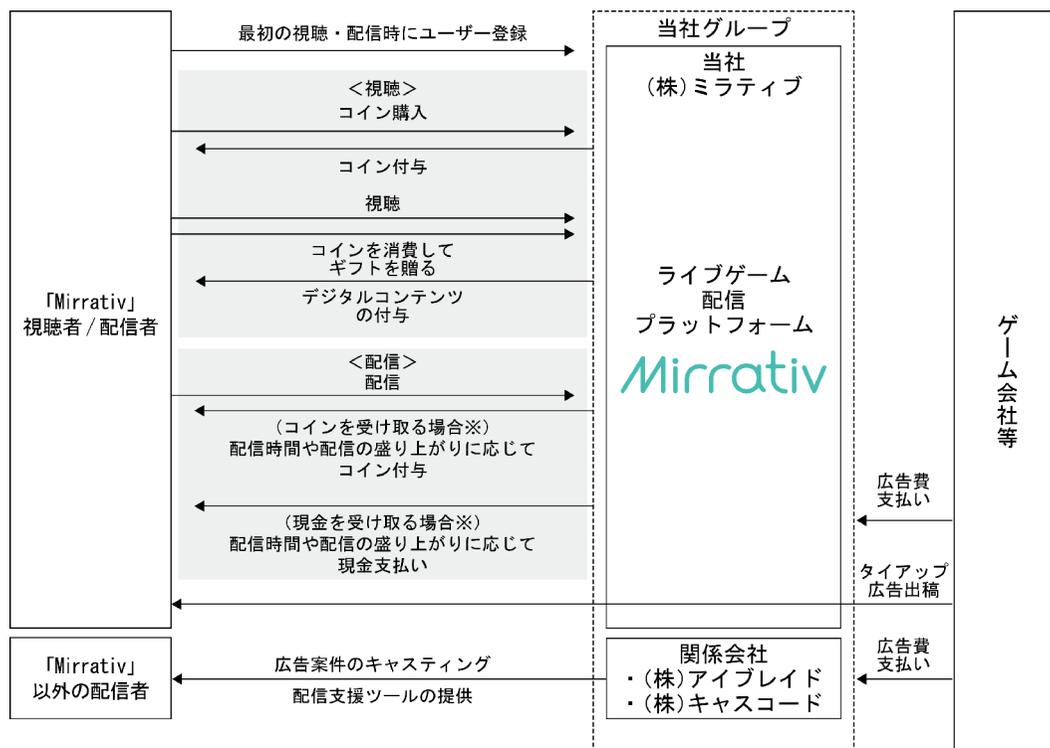
### ④ 安心・健全なプラットフォームの運営

当社が運営する「Mirrativ」は、スマートフォン一つで簡単にライブ配信ができ、配信を通じて配信者と視聴者が相互にコミュニケーションを行うことが出来ることを踏まえ、ユーザーが安心して利用できるよう、プラットフォームの健全性維持・改善に努めております。主要な取り組みとしては、以下のとおりです。

トピック	主な取組内容
未成年者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳以下ユーザーの利用禁止</li> <li>・17歳以下ユーザーに対するダイレクトメッセージ機能の利用制限</li> <li>・17歳以下ユーザーに対する課金上限の導入</li> <li>・ミラティブコイン購入時の未成年者への注意喚起</li> </ul>
サービス監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が定めた基準に従い、アウトソーシング（外部委託）の活用による24時間365日の監視体制を構築。無作為サンプリングによるリアルタイムでの配信監視の実施</li> <li>・ユーザーからの報告に基づき、違反行為に対する対応を実施</li> <li>・当社が定めた基準に従い、配信音声のテキスト監視を実施</li> </ul>
配信者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誹謗中傷や、公序良俗に反する発言等を防ぐことを目的に、NGワードを設定し、表示がされない仕組みの導入</li> <li>・指定したユーザーをブロックすることにより、ブロックされたユーザーが配信を見たり、ダイレクトメッセージ等を送ることが出来なくなる機能（ブロック機能）の導入</li> <li>・配信者が配信中に特定の視聴者を配信から退出させることが出来る機能（キック機能）の導入</li> <li>・配信者が、配信中に特定の視聴者を指名すると、その視聴者はキック機能を利用出来るようになり、他の視聴者を配信から退出させることが出来る機能（モデレーター機能）の導入</li> </ul>
著作権保護対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配信動画に関するゲーム会社からの許諾取得</li> <li>・著作権を有する権利団体や会社（一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社NexTone）との間で、サービス上の著作権利用に関する包括契約を締結</li> <li>・許諾取得済の配信動画以外に対するチェックリストガイドラインの制定及びチェックの実施</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>
ユーザーへの啓蒙活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配信を始めるユーザーに対して、SMSやメールの通知等が配信中の画面に映りこまないような設定を促す注意喚起のためのポップアップの表示</li> <li>・配信ガイドライン及びMirrativ利用規約において、禁止事項を明確にし、ユーザーに対する周知を継続的に実施</li> </ul>

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりです。



※一定の条件を達成する必要あり

4 【関係会社の状況】

2024年12月31日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アイブレイド	東京都板橋区	500	ライバー関連事業	100.0	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任あり

(注) 1. 第7期連結会計年度末後に、2025年2月7日付で㈱キャスコードの株式を取得し、新たに持分法適用関連会社となりました。2025年9月30日現在における関係会社の状況は以下の通りです。

2025年9月30日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アイブレイド	東京都板橋区	500	ライバー関連事業	100.0	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) ㈱キャスコード	東京都世田谷区	50,000	ライバー関連事業	39.8	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任なし

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ミラティブ事業	156 [46]
合計	156 [46]

- (注) 1. 当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けて記載していません。
2. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を [] 外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
152 [46]	34.7	2.6	6,855

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を [] 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### ① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1) (注3)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2) (注3)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)(注3)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
33.3	66.7	79.8	73.2	78.9

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- $$\text{男性労働者の育児休業取得率(％)} = \frac{\text{2024年度内に育児休業等取得した男性労働者数}}{\text{2024年度内に配偶者が出産した男性労働者数}}$$
3. 当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んで算出しております。

#### ② 連結子会社

管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

また、男性労働者の育児休業取得率については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表項目として選択しておらず、かつ、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「わかりあう願いをつなごう」というミッションを掲げ、事業運営を行っております。その中でも当社は、主要な事業としてライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」を開発及び運営しております。

#### (2) 経営環境

当社グループは、昨今のテクノロジーの発達に伴い、個人の価値観が多様化し、「皆が同じ有名人を推す時代」から「自分の「小さな推し」を見つける時代」へと変化を遂げていると捉えており、「自分の物語（ナラティブ）」の有無が、個人のエンゲージメントやコミュニティへの帰属意識を左右する重要な要素であると考えております。

ミラティブ事業が属するモバイルコンテンツ市場は、2025年7月公表の一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調査によると、2024年時点で前年比11%増の3兆2,458億円と成長しております。また、当社グループが属するデジタルエンターテインメント市場においては、2025年5月公表のエンタメ・クリエイティブ産業政策研究会の中間とりまとめ（経済産業省）によると、世界のコンテンツ市場規模は2018年から2027年までCAGR 5%で成長すると予測されているなど拡大基調が継続しております。また、「ファミ通モバイルゲーム白書2025（株式会社角川アスキー総合研究所）」によると、2024年の世界のモバイルゲーム市場規模は12兆4,103億円と試算されている他、「2025年 VTuber市場の徹底研究～市場調査編（株式会社矢野経済研究所）」によると、2025年度のVTuber市場は前年度比120.0%の1,260億円と予測されている等、モバイルゲーム、VTuber等の新興領域は高成長を維持しております。

さらに、技術面では高速通信（5G）とスマートフォンの普及により、高画質・低遅延の配信が可能になり、誰もが手軽に配信者になれる環境が整っております。コンテンツ面ではゲーム実況や雑談、音楽、VTuber配信、さらにスポーツ中継や企業のイベント配信等、コロナ禍を経てライブ配信コンテンツの多様化が一層進みました。

このような経営環境の中、当社グループは、ライブ配信市場においては、画一的なコンテンツではなく、個々のユーザーの興味関心に合致した、よりパーソナルでインタラクティブな体験が求められる傾向が強まっており、誰もが手軽に情報発信できるようになった現代において、人々は共感できる「物語」を持つ個人やコミュニティに集い、自身の「物語」を共有することで、より深い繋がりがや自己実現を求めていると捉えております。

このような変化は、当社グループが展開するライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」にとって、大きな事業機会をもたらすと認識しており、当社グループが創業期から掲げている「好きでつながり、自分の物語が生まれる居場所」というビジョンは、まさにこのような社会の変化に対応するものであり、ユーザー一人ひとりの「物語」が輝き、共感を通じて新たな繋がりが生まれる場を提供することを目指しております。

一方で、このような個性を重視する時代においては、多様なニーズに対応できる柔軟なプラットフォーム設計や、ユーザーが安心して自身の「物語」を発信・共有できる健全な環境の整備が、より一層重要であると考えております。また、競争が激化する市場において、ユーザーの多様な「小さな推し」を見つけ、繋げるための独自の価値提供が求められています。当社グループは、このような経営環境の変化を的確に捉え、ユーザーの「物語」を尊重し、その実現を支援するプラットフォームとなることで、持続的な成長を目指してまいります。

#### (3) 経営戦略

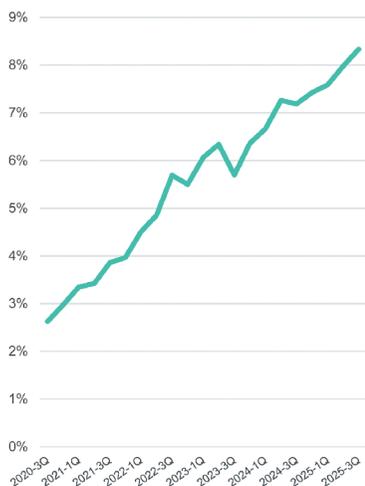
インターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスの多様化も求められます。その中でも、当社グループはゲーム実況/ライブ配信サービスのパイオニアとして市場をリードしてきましたが、さらなる発展に向け、ゲームとゲーム実況を融合した「ライブゲーミング」への投資及び開発を進めている他、「Mirrativ」で培ったアセットを「Mirrativ」外のプラットフォームにおける配信者に対しても展開しております。これらの市場は新市場であり、サービス形態やマーケティング手法が確立されていない段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① サービスの差別化、競合優位性の確立

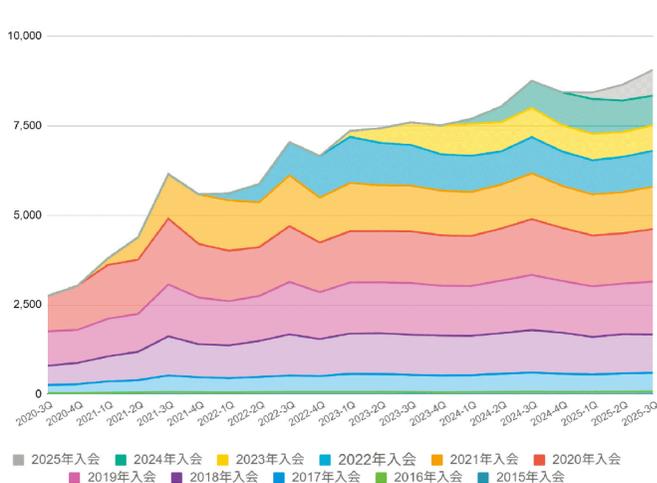
「Mirrativ」は、プロ又はセミプロの事務所所属の配信者が多く活躍している一般的なライブ配信プラットフォームとは異なり、アマチュアを中心とした新しいコミュニティサービスとして利用されるプラットフォームとしてサービスを提供しております。その結果、アクティブユーザーの約3割が配信者であり（※2025年9月時点、月次ベース）、送られたギフトがサービス内で再消費（※配信によって得たコインを他の配信者へ再度ギフトする）される等、一般的なプラットフォームの収益構造と大きく異なっていると考えております。このユニークなコスト構造をもとに、エモモやライブゲーミング、ランキングイベント等のデジタルコンテンツに投資を行うことで、ユーザーに対し、配信が盛り上がるコンテンツを提供しております。さらに、熱量の高い配信者の体験に向き合い続けた結果として、月次課金率が継続的に向上しているものと考えている他、ユーザーにとって「居場所」になることで、ロイヤルユーザーからの売上が積み上がり続ける事業構造を実現できているものと捉えております。

また、インターネット市場における動画・実況等を提供するプラットフォームは海外の大手企業が運営するサービスを中心に多数存在する中で、ログインユーザー数をターゲットとすることは、視聴回数を戦略上重視することとなり、マーケティングコスト等が嵩むことによる高コスト構造かつ競合が多い事業環境において事業を展開することとなります。そのため当社では差別化のため、ゲーム配信とそれに伴うコミュニケーションを楽しむ体験を重視してきており、良好なユーザー体験を反映する結果の指標として、ログインユーザー数ではなく、有償コイン消費ユーザー数の拡大、その上でのARPPU（Average Revenue Per Paid User）の上昇を重視しております。またその中でも特にエンゲージメントの高いロイヤルユーザー（月額課金10,001円以上）数の増加、ARPLU（Average Revenue Per Loyal User、ロイヤルユーザーあたり月間平均課金金額）の上昇を目指しております。

月次課金率(四半期平均) ※1

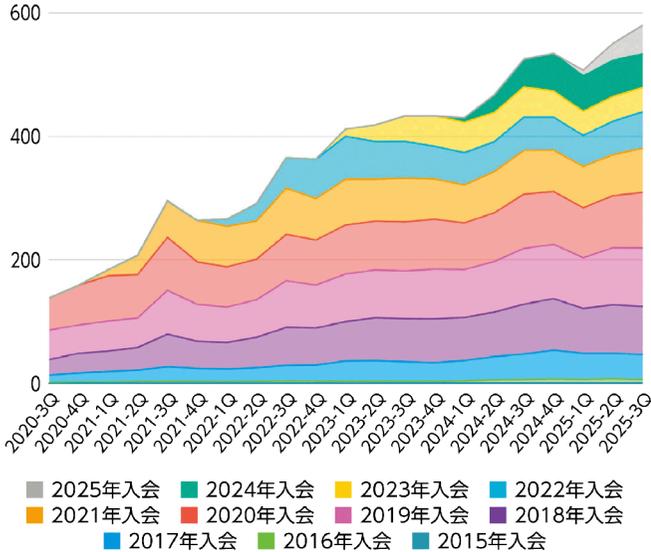


入会年度別月次ロイヤルユーザー数 (四半期平均) ※2 ※3



## 入会年度別月次課金売上高(四半期平均) ※3 ※4

(百万円)

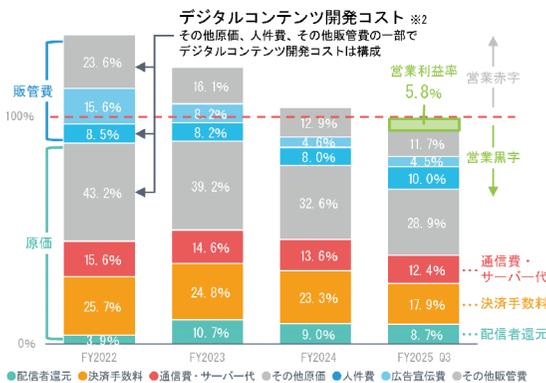


- (注) 1. 課金率 = Paid User (UU) ÷ MAU (Monthly Active Users、月間アクティブユーザー数)  
 2. ロイヤルユーザー：課金額が月額10,001円以上のPaid User  
 3. データ期間：2020年7月～2025年9月  
 4. 当該図における月次課金売上高は会計上の繰延等による調整前の社内管理数値に基づく

### ② コスト効率化による収益性の改善

当社グループは、更なるコスト効率化の打ち手として、決済手数料率の低減を進めております。これまでも決済手数料率低減の実現に向け、Web決済比率を向上させることを目的に、当社グループの株主である株式会社丸井グループと共同で、Mirrativエポスカードやミラティブ推し活カードの導入を行ってきた他、「PayPay」の導入など決済手段の多様化を進めております。今後についても、これらの施策を拡充していくことによりWeb決済比率を向上させる他、固定費性の高いサーバーコスト、人件費等も、売上増加に伴い比率が低減していくことにより、コスト効率化を図る方針であります。

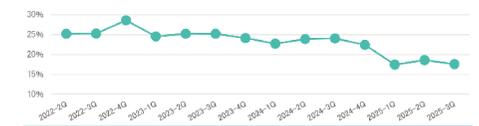
### マージン改善推移 ※1



(注) 1. ミラティブ事業単体にて作成（ストーリーマッププラットフォーム事業は含まず）

2. デジタルコンテンツ開発コストは、Mirrativアプリにおける売上原価の一部（QA費用、アバター製作費、業務委託費、人件費）、ライブゲーミングにおける売上原価の一部（通信費、開発費、運営費、RS費用、

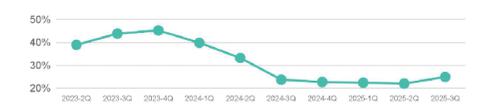
### 決済手数料率推移



### サーバーコスト率推移



### デジタルコンテンツ開発コスト率の推移



QA費用)、販管費の一部(給与手当、雑給与、人材派遣料、販促費、研究開発費)を含む。またデジタルコンテンツ開発コストに含まれる人件費等はプロジェクト稼働状況等に照らし合わせ、合理的に算定しております。

③ 「Mirrativ」外のプラットフォームにおける配信者に対するサービス提供

当社グループが開発・運営するライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」は、アクティブユーザーの約3割(※2025年9月時点、月次ベース)が配信者という特徴を有しております。当社グループはこれまで多くの配信者に向き合い、サービス提供を行ってきた中で、「Mirrativ」における上位配信者と個人VTuberに需要の共通点を認識し、これまで「Mirrativ」のユーザーに対して行ってきた課題解決を、VTuberをはじめとした「Mirrativ」外のプラットフォームにおける配信者に対しても横展開していく方針であります。例えば「CastCraft」では、配信の魅力を高める配信支援ツールを提供し、14,000人以上のアクティブ配信者に利用されております。このような戦略の実現に向け、今後も必要に応じて事業提携及びM&Aを検討していく方針であります。

YouTubeやTwitchの配信者支援



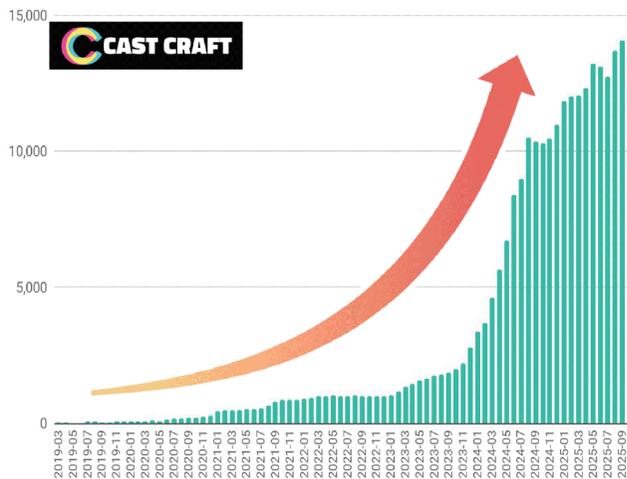
OBS Studioなど主要配信ソフトに対応  
特定のコメントに反応するエフェクトなど  
多彩な機能



視聴者のデータ分析が可能な独自CRM機能

(注) 月次稼働チャンネル数はYouTube及びTwitchでの稼働チャンネル数(2019年3月～2025年9月)を記載しております。

月次稼働チャンネル数推移 ※



(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループのミッション・ビジョンの実現及び持続的な企業価値向上を目指す指標としては、課金売上高、ロイヤルユーザー数、ARPLU、ARPPUの各指標が重要だと考えております。

- ① 課金売上高  
視聴者が配信者に対して送った有償コインギフトに伴う売上金額合計
- ② ロイヤルユーザー数  
月額課金額10,001円以上の有償コイン消費ユーザー数
- ③ ARPLU(Average Revenue Per Loyal User)  
ロイヤルユーザーあたり月間平均課金売上金額
- ④ ARPPU(Average Revenue Per Paid User)  
有償コイン購入ユーザーあたり月間平均課金売上金額

また、上記主要指標の2020年12月期から2025年12月期第3四半期までの推移は以下のとおりとなります。

主要指標	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期 第3四半期 累計期間
課金売上高 (千円)	1,478,054	2,802,115	3,790,343	5,042,247	5,806,464	4,909,086
ロイヤルユーザー 数(人)	—	4,976	6,288	7,460	8,205	8,696
ARPLU(円)	—	39,676	43,503	50,765	54,115	57,993
ARPPU(円)	5,411	7,687	8,308	12,019	14,088	17,528

- (注) 1. 課金売上高については、各事業年度の年間(または四半期)合計金額を記載しております。なお、各金額は、単体ベースの金額を記載しております。
2. ロイヤルユーザー数、ARPLU及びARPPUについては、各事業年度(または四半期)累計期間の平均値を記載しております。
3. 2020年12月期のロイヤルユーザー数及びARPLUについては、期中よりロイヤルユーザー数の集計を開始しているため、記載を省略しております。

(5) 優先的に対処すべき課題

① サービスの健全性確保

当社グループが運営する「Mirrativ」は、スマートフォン一つで簡単にライブ配信ができ、配信を通じて配信者と視聴者の相互のコミュニケーションを行うことが出来ることを踏まえ、ユーザーが安心して利用できるよう、プラットフォームの健全性維持・改善に努めております。具体的には、未成年者の保護に関する施策、サービスの監視体制の構築、配信者の保護に関する施策、著作権保護対応、ユーザーへの啓蒙活動等を行っております。当社グループでは、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

② サービスの認知度向上

「Mirrativ」は、ゲーム配信プラットフォームとして、既に一定の認知を得ておりますが、当社グループが今後も高い成長率を維持していくためには、さらに認知度を向上させ、継続的にユーザーを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。サービスの認知度向上を実現するため、Webマーケティングや広報活動等を充実させてまいります。

③ ライブゲーミングの拡大

当社グループは、「Mirrativ」内において、既に自社オリジナルのライブゲームを複数リリースしており、視聴者が配信者と一緒にゲームをするという新しい体験を提供しております。今後も継続してユーザーに対し、新しい感動体験を提供し続けるために、新たなライブゲームの研究開発やパブリッシャーによる開発ゲームの導入、プラットフォームのオープン化等を進めてまいります。

④ 優秀な人材の確保

今後も高い成長率を維持していくために、優秀な人材の確保及びその定着を図ることが重要であると認識しております。そのため、当社グループは継続的に採用活動を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、適正な人事評価を行うことで優秀な人材の定着を図る他、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループの事業の急速な成長に伴い、事業成長に応じた内部管理体制の強化が課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

#### ⑥ コンプライアンス対応

当社グループは、「Mirrativ」の差別化と競合優位性の確立のために「ライブゲーミング」等の新市場の創出に挑戦しております。新市場の創出にあたっては、関連する法規制を含むリスクを適切に認識・評価して、コンプライアンスへの対応を適切に実施することが必要となっております。

このようにコンプライアンスへの対応を適切に実施するために、内部監査室・外部専門家等と適切に連携する方針であります。

#### ⑦ 企業買収 (M&A)

当社グループは、新規事業の創出及び更なる収益拡大を検討するにあたり、新たなアライアンスの締結やM&Aを行うことを常に検討しております。検討にあたっては、当社事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果を最大化するプロセス (PMI) 等に留意しております。今後においても、必要に応じて新たなアライアンスの締結やM&Aを推進し、一層の収益基盤の拡大を図る方針であります。

#### ⑧ 財務上の課題

当社グループは、金融機関からの借入金を有するものの十分な手元流動性は確保されている他、2025年12月期第3四半期連結累計期間において、営業利益・経常利益ともに黒字を計上しており、本書提出日現在において対処すべき財務上の重要課題はございません。ただし、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保資金の確保等により、引き続き財務基盤の強化に努めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、「わかりあう願いをつなごう」というミッションの元、サステナビリティに関する取り組みに重点を置き、あらゆるステークホルダーから継続的に信頼と評価をいただける経営を目指し、適切なガバナンス体制の確立と経営の健全性、透明性の確保に努めております。

なお、サステナビリティに関する方針及び重要事項については、取締役会やリスク管理委員会等の会議体において協議・決定しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

### (2) 戦略

短期、中期及び長期にわたり当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組のうち、重要なものについては、該当事項はございません。

人的資本につきましては、行動理念・4つの行動指針に加え、「語りわかりあう会社」というコンセプトのもと、従業員が中長期で働き続けることができる環境の構築と人材育成・社内配置を目指すべく、整備を行っております。また、採用戦略としては、性別、国籍、新卒・中途の区別なく、経験、能力、多様な価値観を有する社員を採用していく方針であるほか、フレックスタイム制度、リモートワーク制度、相互理解や交流を深めることを意図した福利厚生制度の導入等により、優秀な人材確保及び定着を重要視しております。

### (3) リスク管理

当社グループでは、全社的なリスク管理については、リスク管理委員会にて行っております。リスクとなり得る事項については、リスク頻度及びリスク影響度等の観点から分析を行い、リスク管理委員会にてモニタリングを行い、半期に一度リスク評価の見直しを実施しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

### (4) 指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティを評価する指標及び目標を具体的に定めておりません。人的資本に関わる指標については、今後適切な指標及び目標を設定することを予定しております。

### 3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

当社グループでは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではなく、また、不確実性を内在していることから、実際の結果とは異なる可能性があります。記載された事項以外の予見できないリスクも存在いたします。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(事業環境に関するリスク)

#### ① 業界の成長性について（顕在化可能性：低～中、影響度：大、顕在化の時期：未定）

当社グループは、「好きでつながり、自分の物語が生まれる居場所」をビジョンに、スマートフォンから簡単にライブ配信ができるプラットフォーム「Mirrativ」を提供しております。また、ゲームとゲーム実況が融合した新たなゲーム体験として、「ライブゲーミング」の提供も行っており、ライブ配信からさらに進んだ、より魅力的なコンテンツや遊ぶ機会を提供することで、さらに人と人がつながり、様々な人が一緒に楽しめる空間の創出を目指しております。このように、当社グループは特にゲームを中心においた「コミュニケーション空間」を提供していることから、スマホゲーム市場に関連する市場であると考えておりますが、「ライブゲーミング」はゲームとライブ配信が融合した新たなゲーム体験を提供するものであることから「ライブゲーミング市場」という新たな市場であると認識しております。さらに、スマートフォンの全世代における普及やインターネット環境の全国的な整備により、高速化・低価格化が促進されたことを背景として、ミラティブ事業が関連するスマホゲーム市場や「ライブゲーミング市場」は今後拡大することが見込まれ、それに伴い「Mirrativ」におけるロイヤルユーザー数、ARPLU、ARPPU、ライブゲーミング売上等は順調に拡大を続けており、今後も成長は継続するものと見込んでおります。しかしながら、「ライブゲーミング市場」及び関連する市場は、新市場でもあることから今後の法規制、政策動向、国内外の経済状況、個人の嗜好性等の変化に大きな影響を受ける可能性があります。これにより当該市場及び関連する市場の成長が鈍化した場合、ロイヤルユーザー数、ARPLU、ARPPU、ライブゲーミングの売上等が拡大しない可能性があり、又は予測できない事情によりミラティブ事業の成長が実現しない可能性もあり、このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 競合について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

現在、多くの企業がスマートフォンを利用したライブ配信サービスに参入しており、国内外の企業との競合が激しい状況にあります。当社グループはこれまでに培ってきた広告事業におけるゲーム会社との提携関係から様々なゲーム会社とタイアップ企画等を行っております。このようなゲーム会社との関係性の構築に加えて、2025年9月現在でアクティブユーザーの約3割（月次ベース）が配信者であるうえ、相互ギフト率が74.8%となっていることから、配信を行うユーザーが必ずしも収益目的のみではなく、コミュニケーションを重視する傾向にあることから、当社グループのプラットフォーム上での経済循環に繋がっており、当社グループの大きな強みとなっております。また、「ライブゲーミング」という新市場の創出によってゲームとライブ配信という両方のサービスを提供できることが、他のゲーム会社や動画配信プラットフォーム企業との差別化に繋がるとも考えております。しかしながら、資本力、マーケティング力や知名度、新規サービスの開発力等を有する企業等との競合又はかかる企業等の新規参入の可能性があり、競争の激化やその対策のためのコスト負担等が予想されます。さらに、当社グループが提供するサービスからユーザーが離反する場合には、アクティブユーザー数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ インターネット環境について（顕在化可能性：低～中、影響度：中～大、顕在化の時期：未定）

当社グループのミラティブ事業は、スマートフォンアプリ及びウェブブラウザ上で作動するものであり、またスマートフォン及びインターネットによる動作・通信環境が安定して稼働していることが事業運営の前提となっております。そのため、インターネット環境に対する法規制の導入、通信費の増加、通信障害の発生、携帯電話やイン

ターネットの通信事業者との関係の悪化、スマートフォンや各種オペレーティングシステムの仕様変更等による、当社サービス継続提供に対する支障が発生する可能性があります。また、当社グループはミラティブ事業を行うに当たり、法規制動向を注視し、クラウド型のサーバーを利用することによりかかるリスクの低減を図っております。しかしながら、サーバー事業者との関係の悪化等が発生した場合、サービスの継続的な提供が困難となる可能性があります。このような場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について（顕在化可能性：低～中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループのミラティブ事業は、提供するサービスにおける技術革新のスピードが速いため、新規アイデアの創出、先端技術の研究やシステムへの採用等、必要な対応を行っております。しかしながら、当社グループの予測できない技術的・外的環境の影響により、業界の変化に対して適時適切な対応ができない場合には、業界における当社グループの競争力が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（事業に関連するリスク）

① 他社が運営しているプラットフォーム及びスマホゲーム等への依存について（顕在化可能性：低、影響度：大、顕在化の時期：未定）

当社グループが提供するスマートフォン用アプリ「Mirrativ」は、Apple Inc.及びGoogle LLCといったプラットフォーム運営事業者を介して一般ユーザーに提供されており、代金回収やシステム利用、ユーザー獲得等において、かかるプラットフォーム運営事業者の規約等を遵守することが求められております。当社グループは、これらの事業者との良好な関係の構築のため、かかるプラットフォーム事業者より課される条件・ルール等の対応及びその運用に努めております。また、当社グループは、ユーザーの決済手段として、クレジットカードを利用したWeb決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入し、売上高におけるプラットフォーム事業者への依存リスクの分散を図っております。しかしながら、当社グループはその収益の大部分を、スマートフォン用アプリを通じた売上高に依存しているため、かかるプラットフォーム事業者より課されるアプリ内課金における条件・ルール・手数料等の変更もしくは事業方針の変更、それらの運用にかかる当社グループのコスト増、又は当社グループが予測困難な変更等により従来通り当社グループのスマートフォン用アプリの提供ができなくなり、これらの事業者との契約継続が困難となった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者に対する手数料等は通常米ドル建てで設定されており、当社グループは日本円での上売を基軸としているため、為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。特に円安が進行した場合には、当社グループの支払額が相対的に増加し、利益が圧迫されるリスクがあります。当社グループは、決済手段の多様化等により、プラットフォーム事業者に対する依存度を低減することで当該リスクの低減を図っていく方針であります。為替変動の影響を完全に回避することは困難であり、想定以上の円安が進行した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、2024年12月期のApple Inc.を通じた販売割合は55.0%、Google LLCを通じた販売割合は18.7%であります。

また、当社グループは、ゲーム配信をミラティブ事業の中心としていることから、ライブ配信にあたっては、ゲーム会社の配信ガイドライン等を遵守することが求められております。当社グループは、ゲーム会社との良好な関係の構築のため、配信許諾の取得や、広告事業での連携等を含め、配信のモニタリング等を行う他、オリジナルのライブゲームのリリースなど、ゲーム会社への依存リスクの分散を図っております。しかしながら、本書提出日現在において当社グループの収益はゲーム配信に依存するところが多く、ゲーム会社の方針変更等により、「Mirrativ」での配信の継続が困難となった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② ユーザーの嗜好性やトレンドの変化への対応について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループのミラティブ事業の主なユーザーは、スマートフォンを利用する若年層であり、当社グループのマーケティングによるユーザーの獲得・維持、アクティブユーザー数、配信者数、課金ユーザー数は、その嗜好の変化による影響を強く受けます。当社グループは、日々変化するユーザーの多様化する嗜好性に対応するため、トレンドを取り入れたエモモデザインの開発、ランキング施策等によるコミュニティへの帰属意識の向上、報酬制度の拡充、及び連携するゲームの多様化のための施策等を行っておりますが、トレンドの変化が急速かつ急激である傾向にあり、ユーザーニーズの的確な把握と提供が、不測の要因により適時適切に実行できない場合には、当社グル

ープの提供するサービスのユーザーへの訴求力が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ サービスの健全性について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループのミラティブ事業は、不特定多数のユーザーが、人それぞれの「わかりあう願い」を、「Mirrativ」でのリアルタイム配信を通じて体験できるコミュニケーション空間を提供しております。このため、当社は、「Mirrativ」での配信の安全性及び「Mirrativ」内の多数のコミュニティの健全性確保のため、ユーザーに対し、サービスの利用規約やお知らせにおいて、アカウントの乗っ取り行為、出会いを目的とする行為や名誉毀損・誹謗中傷等、他人の権利を侵害する行為の他、著作権侵害行為等の違法行為を禁止しております。さらに、通報制度の整備・運用、機能面では、通知ぼかし機能、特定のユーザーをブロックする機能、特定のユーザーのみが視聴できる機能等の提供をしております。また、外部監視委託者を利用し、配信のモニタリングを行い、利用規約に違反する配信がある場合には、該当する配信の停止や配信者への注意・警告を行い、違反の程度によっては、一定期間ユーザーアカウントの利用を制限するなど、違反行為の改善を促しております。しかしながら、すべての配信を網羅的にモニタリングすることや、通信の秘密との関係からユーザー間のコミュニケーションを完全にモニタリングすること、及び不適切な行為又は違法行為等の発生時期を予測することは困難であることから、当社グループのサービスにおいて、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為、権利侵害その他の法令違反行為等が行われた場合や、プラットフォームの安全性及び健全性が確保できない場合には、当社グループ及び当社グループが提供するサービスに対する信頼性が低下し、ユーザーの離反につながる可能性があります。更に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループもプラットフォーム提供者としての責任を問われる可能性もあり、この場合、当社グループの企業イメージ、提供するサービスのブランドイメージ、信頼性の毀損、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループのサービスにおけるユーザーによる音楽の利用及びその著作権につきましては、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社NexToneからの許諾を受け、音楽利用に関するルールを制定し、ユーザーに啓蒙しておりますが、今後、同許諾条件の変更又は新たな権利許諾等が必要となる場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ システムについて（顕在化可能性：中、影響度：大、顕在化の時期：未定）

当社グループが提供するサービス「Mirrativ」の利用に際しては、ユーザーがモバイルネットワーク等のインターネットへアクセスする環境があることが不可欠であると共に、当社グループのITシステムも重要となります。当社グループは、システムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、冗長化、セキュリティ強化を徹底しており、継続的なシステム等への設備投資を行っておりますが、当社グループの想定を上回る急激なユーザー数及びアクセス数の増加等があった場合、サービス利用状況が著しく悪化する可能性があり、その結果、ユーザーの離反に繋がる可能性があり、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、事業を運営するためのシステムを外部事業者が保有するデータセンターに設置し、セキュリティ強化による不正アクセス対策や、データのバックアップ、冗長化の体制を構築しております。しかしながら、サービスへのアクセスの急増などの一時的な過負荷や、電力供給の停止、外部連携システムにおける障害、コンピュータウイルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、自然災害、事故など、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピュータシステムがダウンした場合、復旧等に際して特別な費用負担を強いられることにより、当社グループの利益が減少する可能性があります。

⑤ 特定サービスへの依存について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループの事業はミラティブ事業を主要な事業としており、当社グループの売上高は、「Mirrativ」プラットフォームにおける視聴ユーザーがギフトを贈る際に使用するアイテム等の販売による割合が高く、同プラットフォームによる売上に依存しております。今後も機能拡充や新規事業開発等により、売上拡大を目指してまいります。新たな法規制の導入や改正、その他予期せぬ要因により、想定通りに事業成長が進まない、あるいは、当該サービスからの収益が減少する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ M&A及び業務提携について(顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定)

当社グループは、企業価値向上を目的とした成長の実現に有効な手段の一つとして、企業買収(M&A)及び資本業務提携等を検討していくことを方針としております。2024年10月には合同会社アイブレイド(現 株式会社アイブレイド)の完全子会社化及び2025年2月には株式会社キャスコードの株式取得による持分法適用関連会社化を実施いたしました。M&A及び資本業務提携の検討にあたっては、事業戦略との整合性やシナジーを勘案して対象企業の選定を行い、デューデリジェンスを実施した上で、取締役会において慎重に議論を行った上で判断しております。しかしながら、対象企業の事業の状況等が当社グループに与える影響を確実に予想することは困難な場合もあり、財務状況の悪化等により期待した効果を実現できない場合には、のれんの減損が発生するなどにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ クレジットカードの不正利用について(顕在化可能性：低、影響度：中、顕在化の時期：未定)

当社グループが提供する「Mirrativ」プラットフォームにおいては、ユーザーによるMirrativコインの購入等に際し、クレジットカード決済を導入しております。クレジットカード決済は、その利便性から多くのユーザーに利用されている一方で、第三者によるクレジットカードの不正利用(なりすまし、盗用等)が発生するリスクが常に存在いたします。当社においては、3Dセキュアの導入や不正決済の検知及びアカウント停止対応等の対策を行っておりますが、これらの対策を講じたとしても、不正利用を完全に排除することは困難であり、予期せぬ大規模な不正利用が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(会社組織に関連するリスク)

① 人材について(顕在化可能性：低～中、影響度：中、顕在化の時期：未定)

当社グループのミラティブ事業は、広義的にはインターネット業界に属しており、当該業界においては、技術革新のスピードが速いため、先端技術の研究や新たなシステムに対応できる優秀な技術者を確保することが重要となります。しかしながら、業界における技術者の採用競争の激化等により、新規技術者の採用ができない場合や、所属している技術者等の人材の社外流出が発生した場合には、業界における当社グループの競争力が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、昨今の物価上昇の継続に加え、人手不足を背景とした賃金水準の上昇傾向、さらに働き方改革関連法等による法規制強化により、人件費の増加圧力がかけられております。当社グループでは、生産性向上施策や、従業員の業績・貢献度を公正に反映する人事考課制度を運用し、賃金改定を適切にコントロールすることでリスク低減に努めておりますが、こうした状況が長く続いた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について(顕在化可能性：低、影響度：中、顕在化の時期：未定)

当社グループのミラティブ事業は継続的に成長しており、成長に伴い、社内規程等の整備・運用等内部管理体制の強化・徹底が必要不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備し、運用しております。今後においても、内部統制システムの運用及び継続的な改善を行い、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築及び強化に邁進してまいります。しかしながら、事業規模の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理体制について(顕在化可能性：低、影響度：大、顕在化の時期：未定)

当社グループは、「Mirrativ」ユーザーの一部から個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループは、個人情報の外部漏えいの防止、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて適切に管理し、同法及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。また、当社グループではISMSを取得・維持し、個人情報保護に積極的に取り組むとともに、研修や教育などを通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施しております。しかしながら、万が一、個人情報の漏洩等の事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、損害賠償、当社グループに対する信用失墜等によって、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 当社代表取締役について(顕在化可能性：低、影響度：小、顕在化の時期：未定)

赤川圭一は当社の創業者、主要株主かつ代表取締役であり、インターネット及びゲーム業界における豊富な実務経験及び創業以来の会社経営の実績に基づき、当社グループの経営戦略策定を含めた事業活動全体において重要な役割を担っております。当社グループは組織化と権限委譲を進め、社内でノウハウを共有し、特定個人に過度に依存しない組織体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の事業活動に関与することが出来なくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(法的規制に対するリスク)

① 資金決済に関する法律 (顕在化可能性：低、影響度：中～大、顕在化の時期：未定)

「Mirrativ」にて利用されているMirrativコインについて同法が適用されます。このため、当社グループは、同法に定める届出義務、報告義務、供託義務等を同法に基づき適切に履行しております。よって、当社グループは、本書提出日現在において同法、府令等の関連法令に基づく命令への抵触は認識しておりません。しかしながら、今後、当社グループがこれらの関連法令に抵触した場合、同法に基づく業務停止命令や届出取消し等の行政処分等を受けることも想定され、このような場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 電気通信事業法 (顕在化可能性：低、影響度：中、顕在化の時期：未定)

当社グループは、「Mirrativ」内における一部サービスを提供するため、「電気通信事業者」の届出を行っており、それに伴い当社グループには、通信の秘密の保護義務が課せられております。当社グループは、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家と協議し、法令に抵触することがないよう努めておりますが、通信の秘密の漏洩が発生した場合には、同法に基づき総務省等への報告義務が課せられます。また、当社グループが当社の業務に関し、通信の秘密の確保に支障がある、あるいはその業務方法が適切でないなど同法に違反した場合には、業務改善命令等の行政処分を受けることも想定され、このような場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 青少年ネット環境整備法 (顕在化可能性：低、影響度：小、顕在化の時期：未定)

同法は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的としております。現在、インターネット運営事業者等に対して、インターネット上の違法・有害情報について青少年閲覧防止措置を講ずる努力義務が課されているに過ぎないものの、青少年を取り巻くインターネット上の違法・有害情報に関する環境変化によっては、社会的責任の観点から、今後、インターネット運営事業者等に特別の法的義務が課されることも想定され、このような場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは業界団体や顧問弁護士等の外部専門家を通じて、引き続き同法に関する情報収集を行っていく方針です。

④ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (顕在化可能性：中、影響度：小～中、顕在化の時期：未定)

当社グループのミラティブ事業は「特定電気通信」に該当することから、特定電気通信役務提供者として、同法の適用を受けることになります。同法では、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合であっても、同法に定める条件に該当しない限り、当社グループの損害賠償責任は免除されることが定められております。一方で、同法では、送信防止措置又は発信者情報の開示請求について定められておりますが、特に発信者情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題である上、その性質上、一旦開示されてしまうとその原状回復は極めて困難となります。そのため、当社グループは、送信防止措置又は発信者情報の開示請求に対しては、専門家と協議の上、適時適切な判断を行うよう努めておりますが、当社グループの判断が適切でないとは判断される可能性があり、その場合、その当事者・関係者からクレームや損害賠償請求を受ける等

又は行政機関等から指導や勧告等を受ける可能性があります。このような場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権等への対応について（顕在化可能性：低～中、影響度：中～大、顕在化の時期：未定）

当社グループでは、ミラティブ事業の運営に当たり知的財産権の取得に努め、当社グループが保有する特許、商標等について保護を図るとともに、他社の知的財産権の侵害を行わないよう、ガイドラインの整備、ゲーム会社との連携、「Mirrativ」ユーザーに対して知的財産権の侵害につながりかねない配信を行わないような啓蒙活動の実施、配信内容のモニタリング等を行っております。しかしながら、当社グループの知的財産権が第三者によって侵害される可能性があります。また、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに知的財産権が成立する可能性があり、そのような場合、当社グループが第三者の知的財産権を侵害することによる損害賠償請求や差止請求、又は当社グループに対する知的財産権の使用料の請求等を受ける可能性があります。このような場合、当社グループの主張又は相手方の主張に対する防御等、紛争解決のために必要となる費用や損失が発生する可能性があり、かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ アプリ等についての法令の解釈適用に関するリスク（顕在化可能性：低、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループのミラティブ事業は、インターネット上での動画配信であり、特に、「ライブゲーミング」は新しい領域の事業であるため、当社グループの事業遂行に関連して、著作権法の他、プライバシー権、特定商取引法に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、租税法等に関して、現行の法令及び権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があります。当社グループは、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家へ相談の上、事業運営を行っておりますが、解釈の変更等がなされた場合、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（その他）

① ベンチャーキャピタル等の当社株式保有比率について（顕在化可能性：高、影響度：中、顕在化の時期：未定）

本書提出日現在における当社の発行済株式のうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という）が所有している株式の所有割合は75.9%となっております。一般に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後の当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであり、VC等は当社の株式公開時又はその後、それまで所有していた株式の一部又は全部を売却することが想定されます。このことから、当該株式売却によっては、短期的な需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

② 新株予約権の行使による株式希薄化について（顕在化可能性：高、影響度：小、顕在化の時期：未定）

当社グループは、長期的な企業価値向上のため、役員及び従業員に対して、インセンティブとして新株予約権（以下、「ストック・オプション」という）を付与しております。今後におきましても、優秀な役員及び従業員を確保することを目的に、インセンティブとしてストック・オプションを付与する可能性があります。ストック・オプションが行使された場合には、発行済株式総数が増加し、既存株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は1,943,700株であり、発行済株式総数15,751,350株の12.3%に相当しております。

③ 損失の継続計上及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループはライブゲーミングへの先行投資により、2024年12月期まで連続した当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上をしております。これは、ライブゲーミングにおける開発費及び運用費や組織拡大に伴う採用費及び人件費が先行して発生していたこと等によるものであります。2025年12月期第3四半期連結累計期間におきましては、既に黒字を計上しており、今後もユーザーの満足度向上に資する施策を実施する他、ユーザー獲得のための施策や決済手数料率の低減等を進めることで、黒字計上の継続を想定しておりますが、今後売上成長のための先行投資が想定以上に発生する場合や、売上成長が想定通りに達成できなかった場合、投資した

金額が回収できない等の場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 税務上の繰越欠損金について（顕在化可能性：中、影響度：中、顕在化の時期：数年以内）

当社グループには、2024年12月期末時点において、税務上の繰越欠損金が合計約23億円存在しております。今後、当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、仮に繰越欠損金を利用するのに十分な課税所得がない場合には、繰越欠損金による控除を受けられないまま、繰越欠損金を課税所得から控除できる期間を経過する可能性があります。

当社グループは、本書提出日現在、東京証券取引所グロス市場への株式上場、当該上場に係る株式発行及び公募増資等を予定しております。これにより、当社の資本金の額は1億円を超え、税法上の大規模法人となる見込みです。そのため、事業年度のその繰越控除前の課税所得の金額に対して、100分の50を乗じた金額を限度額として、繰越控除を行うことが可能となる見込みです。上記の税制措置について、廃止、変更その他の理由により、上記措置の全部又は一部が当社グループに適用されなくなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然災害について（顕在化可能性：低、影響度：中、顕在化の時期：未定）

当社グループは、本社機能を日本国内に有しております。大規模地震、台風、洪水、火山噴火その他の自然災害が発生した場合、①従業員の安全確保のための事業停止、②ネットワーク回線・サーバー機器・電力供給の断絶等により、ライブ配信プラットフォームの長時間停止等が生じる可能性があります。当社グループは、従来型の自社保有データセンターではなく、クラウド型レンタルサーバーを基盤としてライブ配信プラットフォーム等の主要サービスを運営しておりますが、広域かつ長期にわたる災害等が発生し、クラウド事業者が機能停止等の状況に陥った場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 配当政策について（顕在化可能性：低、影響度：小、顕在化の時期：未定）

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。しかしながら、当社グループの業績が計画どおりに進展しない場合には、利益配当を実施できない可能性があります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

⑦ 資金使途について（顕在化可能性：低、影響度：小、顕在化の時期：未定）

当社の公募増資による調達資金の使途は、主としてマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費等への充当を予定しております。しかしながら、事業環境の変化に伴い、現在計画している資金使途を変更する可能性があります。また、現在の計画通り資金を使用したとしても、期待通りの効果をあげられない場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがあります。仮に資金使途に変更が生じた場合には速やかに適時開示を行います。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用関連会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは、第7期連結会計年度が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、第7期連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。そのため、第7期連結会計年度における① 財政状態の状況に関する記載につきましては、前連結会計年度末との比較・分析の記載はしておらず、② 経営成績の状況、③ キャッシュ・フローの状況に関する記載につきましては、個別財務諸表に係る数値を記載しています。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

##### ① 財政状態の状況

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

###### (資産)

当連結会計年度末の総資産は、3,537,030千円となりました。主な内訳は、現金及び預金が2,752,175千円、売掛金が615,412千円、のれんが31,282千円、敷金及び保証金が62,541千円となりました。なお、のれんは株式会社アイブレイドの株式を取得し、連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

###### (負債)

当連結会計年度末における負債合計は1,660,699千円であります。主な内訳は買掛金が244,900千円、未払費用が156,163千円、主に「Mirrativ」内で購入された有償コインの未履行分である契約負債が113,062千円、1年以内返済予定の長期借入金が260,772千円、長期借入金が644,728千円であります。

###### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,876,331千円であります。主な内訳は資本剰余金が4,834,933千円、利益剰余金が△3,059,702千円であります。

第8期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

###### (資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて20,965千円減少し、3,516,065千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、297,569千円減少し、3,127,640千円となりました。これは主に、現金及び預金が312,585千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、276,604千円増加し、388,425千円となりました。これは主に、投資有価証券が258,295千円増加したことによるものであります。

###### (負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて198,045千円減少し、1,462,654千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、57,039千円減少し、958,932千円となりました。これは主に、未払金が増加した一方で、未払消費税等が66,321千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、141,006千円減少し、503,722千円となりました。これは、長期借入金が141,006千円減少したことによるものであります。

###### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ177,080千円増加し、2,053,411千円となりました。これは親会社株主に帰属する中間純利益により利益剰余金が177,080千円増加したことによるものであります。

ます。

第8期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて18,243千円増加し、3,555,274千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、241,692千円減少し、3,183,517千円となりました。これは主に、現金及び預金が255,472千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、259,936千円増加し、371,757千円となりました。これは主に、投資有価証券が241,792千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて213,107千円減少し、1,447,592千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、6,908千円減少し、1,009,063千円となりました。これは主に、買掛金が21,674千円及び未払費用が13,206千円増加した一方で、契約負債が3,084千円及び未払消費税等が44,590千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、206,199千円減少し、438,529千円となりました。これは、長期借入金が206,199千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ231,351千円増加し、2,107,682千円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益により利益剰余金が231,351千円増加したことによるものであります。

## ② 経営成績の状況

第7期事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度における我が国の経済は、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が5類へ移行したことにより、社会・経済活動が徐々に正常化し、個人消費や企業活動が回復基調を見せました。一方で、ウクライナ情勢や中東リスクの高まりを背景とした資源価格の上昇、長期的な円安、そして物価上昇に伴うインフレ圧力が経済環境に影響を及ぼしました。また、金融資本市場の変動や地政学リスクの顕在化など、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

このような状況の中、当社グループは、「エモモ」と呼ばれる独自のアバターを使用してゲーム実況・ライブ配信を行うサービスのみならず、ゲームとゲーム実況を融合した体験である「ライブゲーミング」という新領域でのサービス展開も行っております。

当事業年度においては、新たなデザインのエモモアイテムをリリースし、IPコラボ等を含む新たなイベント及びランキング等の開催、ユーザーに対し新しい価値・体験を提供することを目的に投資を行ってきたライブゲーミングにおけるヒットタイトルの創出等、ユーザーを飽きさせない施策を断続的に実施した他、ミラティブ外の配信者に対しても収益機会や配信を盛り上げるコンテンツを提供すること等を目的に2024年10月に合同会社アイブレイド(現:株式会社アイブレイド)を買収し、連結子会社といたしました。

このように、「エモモ」の継続的売上成長や「ライブゲーミング」におけるヒットタイトルの創出により、前期比で増収となりました。また、自社で開発したライブゲームの売上成長により利益率が改善した他、Web経由の課金が増加したことにより決済手数料率が低下したことや、広告宣伝費の減少等の影響により、前期比で赤字幅が減少しました。

この結果、当事業年度における売上高は6,096,112千円(前事業年度比12.1%増)、営業損失は245,939千円(前事業年度は営業損失1,179,694千円)、経常損失は257,444千円(前事業年度は経常損失1,190,311千円)、当期純損失は259,741千円(前事業年度は当期純損失1,192,602千円)となりました。

なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、

セグメント別の記載を省略しております。

#### 第8期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、緩やかな回復の動きが見られました。一方で、海外情勢に起因する世界的な物価上昇や為替相場の大幅な変動、また米国の関係措置などの政策運営及び通商・外交方針を巡る不確実性の高まり等により、我が国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「Mirrativ」上において、「エモモ」と呼ばれる独自のアバターを使用したゲーム実況・ライブ配信を行うサービスを提供している他、ゲームとゲーム実況を融合した体験である「ライブゲーミング」という新領域でのサービス展開も行っております。また、「Mirrativ」外の配信者に対しても、配信を盛り上げるコンテンツや収益機会の提供等を行っております。

当中間連結会計期間においては、「Mirrativ」上において、新たなデザインのエモモアイテムをリリースし、新たなイベント及びランキングの開催等、ユーザーを飽きさせない施策を断続的に実施した他、配信者事務所所属の配信者を誘致する施策や連結子会社である株式会社アイブレイドとVTuberのポップアップストアを開催する取り組み等を行ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高3,395,541千円、営業利益202,441千円、経常利益178,292千円、親会社株主に帰属する中間純利益177,080千円となりました。

なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 第8期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、「わかりあう願いをつなごう」というミッションのもと、「好きでつながり、自分の物語が生まれる居場所」をビジョンとして掲げ、ミラティブ事業を主軸として展開しております。

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、緩やかな回復の動きが見られました。一方で、海外情勢に起因する世界的な物価上昇や為替相場の大幅な変動、また米国の政策運営及び通商・外交方針を巡る不確実性の高まり等により、我が国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループが属するデジタルエンターテインメント市場においては、エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会(経済産業省)によると、世界のコンテンツ市場規模は2027年までCAGR5%で成長すると予測されているなど拡大基調が継続している他、オンラインゲーム、ライブ配信、VTuber等の新興領域はネットワーク流通比率の上昇とともに高成長を維持しております。

このような状況の中、当社グループは、「Mirrativ」上において、「エモモ」と呼ばれる独自のアバターを使用したゲーム実況・ライブ配信を行うサービスを提供している他、ゲームとゲーム実況を融合した体験である「ライブゲーミング」という新領域でのサービス展開も行っております。また、「Mirrativ」外の配信者に対しても、配信を盛り上げるコンテンツや収益機会の提供等を行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、「Mirrativ」上において、新たなデザインのエモモアイテムをリリースし、新たなイベント及びランキングの開催等、ユーザーを飽きさせない施策を断続的に実施しました。これに加えて、サービス10周年を記念したポップアップストアを東京・神戸の2都市で開催し、多くのユーザーに会場いただきました。また、連結子会社の株式会社アイブレイドにおいて、VTuberのポップアップストアや音楽イベントを開催する取り組み等を行ってまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は5,211,686千円、営業利益は276,462千円、経常利益は233,242千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は231,351千円となりました。

また、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

### ③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比べ364,188千円減少し、2,706,160千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は345,969千円(前年同期は1,130,245千円の使用)となりました。主な増加要因は、未払又は未収消費税等の増加額62,655千円(前年同期比57,628千円の減少)、契約負債の増加額45,108千円(前年同期比34,048千円の増加)、主な減少要因は、税引前当期純損失257,444千円(前年同期比932,866千円の減少)、売上債権の増加額111,963千円(前年同期比19,409千円の減少)等であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は97,942千円(前年同期は13,687千円の使用)となりました。主な減少要因は、子会社株式の取得による支出79,600千円、有形固定資産の取得による支出14,909千円(前年同期比9,529千円の増加)等であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は79,724千円(前年同期は606,508千円の獲得)となりました。増加要因は長期借入れによる収入400,000千円(前年同期比200,000千円の減少)、減少要因は長期借入金の返済による支出320,276千円(前年同期比246,052千円の増加)であります。

第8期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ312,585千円減少し、2,439,589千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は134,229千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益178,292千円、売上債権の減少額23,432千円であり、主な減少要因は、前払費用の増加額37,842千円、未払又は未収消費税等の減少額66,984千円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、305,809千円となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出275,097千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、141,006千円となりました。減少要因は、長期借入金の返済による支出141,006千円であります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 仕入実績

当社グループが提供するサービスの性格上、仕入実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

d 販売実績

事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第8期中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	第8期第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	金額(千円)
ミラティブ事業	6,096,112	12.1	3,395,541	5,211,686

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。なお、Apple Inc.、ストライプジャパン株式会社及びGoogle LLCに対する販売実績は、当社が提供するアプリ利用者(一般ユーザー)に対する利用料等であります。

相手先	第6期事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第7期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	3,231,683	59.4	3,354,845	55.0
ストライプジャパン株式会社	672,147	12.4	1,200,665	19.7
Google LLC	1,138,416	20.9	1,138,092	18.7

2. 当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第7期事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は6,096,112千円(前事業年度比12.1%増)となりました。

売上高の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は4,787,276千円(前事業年度比1.4%減)となりました。主な要因は、「ライブゲーミング」への開発費の減少等によるものであります。この結果、売上総利益は1,308,835千円(前事業年度比123.6%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,554,775千円(前事業年度比11.9%減)となりました。

主な要因は、広告宣伝費、販売促進費、及び「ライブゲーミング」への研究開発費の減少によるものであります。この結果、営業損失は245,939千円(前事業年度は営業損失1,179,694千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損失)

当事業年度において、営業外収益は647千円、営業外費用は12,152千円発生したことにより、経常損失は257,444千円(前事業年度は経常損失1,190,311千円)となりました。

(特別損益、当期純損失)

当事業年度において、特別損益は発生しておりません。また、法人税、住民税及び事業税を2,296千円計上した結果、当期純損失259,741千円(前事業年度は当期純損失1,192,602千円)となりました。

第8期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社グループは、第7期が連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を第7期末日としていることから、第7期においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書を作成していないことから、前期比の記載を省略しております。

(売上高)

売上高は3,395,541千円となりました。売上高の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は2,321,927千円となりました。主な内訳としては、主に決済代行業者やApple Inc.、Google LLCが運営するプラットフォーム上での決済に伴う決済手数料、配信者還元費、アバター製作費、ライブゲームの開発費及び運営費、サーバー費、労務費等により構成されております。この結果、売上総利益は1,073,613千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、871,171千円となりました。主な内訳としては、主に売上原価に算入されない役員報酬、給与手当、法定福利費等の人件費、主に新規ユーザーの獲得を目的とした広告宣伝費、ランキングイベント

に伴う諸費用やライバー事務所等への販売促進費、上場関連費用を含む支払手数料及び支払報酬等により構成されております。この結果、営業利益は202,441千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は486千円、営業外費用は24,636千円発生したことにより、経常利益は178,292千円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する中間純利益)

特別損益は発生しておりません。また、法人税、住民税及び事業税を1,212千円計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は177,080千円となりました。

第8期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、第7期が連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を第7期末日としていることから、第7期においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書を作成していないことから、前期比の記載を省略しております。

(売上高)

売上高は5,211,686千円となりました。

売上高の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は3,565,871千円となりました。主な内訳としては、主に決済代行業者やApple Inc.、Google LLCが運営するプラットフォーム上での決済に伴う決済手数料、配信者還元費、アバター製作費、ライブゲームの開発費及び運営費、サーバー費、労務費等により構成されております。この結果、売上総利益は1,645,814千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,369,352千円となりました。主な内訳としては、主に売上原価に算入されない役員報酬、給与手当、法定福利費等の人件費、主に新規ユーザーの獲得を目的とした広告宣伝費、ランキングイベントに伴う諸費用やライバー事務所等への販売促進費、上場関連費用を含む支払手数料及び支払報酬等により構成されております。この結果、営業利益は276,462千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は1,479千円、営業外費用は44,699千円発生したことにより、経常利益は233,242千円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

特別損益は発生しておりません。また、法人税、住民税及び事業税を1,891千円計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は231,351千円となりました。

なお、財政状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に、キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## ② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における主な資金需要は、既存事業の継続的な成長にかかる資金(主に人件費、支払手数料等)、ユーザーへの還元費用、サーバー等のインフラ投資であります。これらの事業活動に必要な資金に

については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としております。

当事業年度においては、ライブゲームの開発に注力していくため、必要に応じて、エクイティファイナンスによる外部からの資金調達や金融機関からの資金調達についても、資金需要の額や用途、当該タイミングにおける金利及び資本コストを比較した上で優先順位を検討して実施する予定であります。

なお、現金及び現金同等物の残高は2,752,175千円であり、当社グループの事業を推進していく上で十分な流動性を確保しております。

### ③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、金額的重要性がないため記載を省略しております。

## 5 【重要な契約等】

当社グループが契約している重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約内容	契約期間
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎の自動更新）
Google LLC	米国	Google Play Developer Distribution Agreement	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	定めなし

## 6 【研究開発活動】

当社グループはゲームとゲーム実況が融合した体験である「ライブゲーミング」が今後のゲーム体験の中心になると考え、配信者と視聴者が密なコミュニケーションを行うことができ、様々なユーザーの趣向にあった多様なコンテンツを制作することを目的とした「ライブゲーミング」の研究開発を2018年より行ってまいりました。なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

第7期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度においても、ミラティブ事業では新規ライブゲーム開発に注力しており、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は18,000千円であります。

第8期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

第8期第3四半期連結結果計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当第3四半期連結結果計期間においても、ミラティブ事業では新規ライブゲーム開発に注力しており、当第3四半期連結結果計期間における当社が支出した研究開発費の総額は21,709千円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度における設備投資の総額は14,909千円であり、その主な内容は、人員増加に伴うPCの購入等によるものであります。

なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間における設備投資の総額は24,711千円であり、その主な内容は、人員増加に伴うPCの購入等によるものであります。

なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期第3四半期連結結果計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当第3四半期連結結果計期間における設備投資の総額は32,598千円であり、その主な内容は、人員増加に伴うPCの購入等によるものであります。

なお、当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		工具、器具及び備品	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	本社機能	15,221	2,775	17,996	131 [40]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 帳簿価額のうち「その他」は一括償却資産の合計であります。  
3. 本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料は34,156千円であります。  
4. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年9月30日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,000,000
計	41,000,000

- (注) 1. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を、B種優先株式1株につき普通株式1株を、C種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年8月29日開催の（臨時）株主総会により、2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は40,180,000株増加し、41,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,751,350	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	15,751,350	—	—

- (注) 1. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき消却しております。なお、当社は、2025年8月29日開催の臨時株主総会により、2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が15,436,323株増加して15,751,350株となっております。
3. 2025年8月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## ① 【ストックオプション制度の内容】

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年5月25日	2018年12月10日	2018年12月10日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 [―] 当社従業員 1 [―]	当社監査役 1 [―] 当社従業員 26 [15] 社外協力者 1 [1]	当社取締役 2 [―] 当社従業員 7 [―]	当社従業員 12 [4]
新株予約権の数(個) ※	16,000 [―](注)1	4,386 (注)1	3,959 [―](注)1	400 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,000 [―](注)1	普通株式 4,386 [219,300](注)1	普通株式 3,959 [―](注)1	普通株式 400 [20,000](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	39	—		
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,824 [37](注)1	2,647 [53](注)1		17,300 [346](注)1
新株予約権の行使期間 ※	2018年5月31日から 2028年5月30日まで	2020年12月15日から 2028年12月10日まで	2020年12月15日から 2028年12月10日まで	2021年6月29日から 2029年3月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,824 [37] 資本組入額 912 [18.5]	発行価格 2,647 [53] 資本組入額 1,324 [26.5]		発行価格 17,300 [346] 資本組入額 8,650 [173]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2	(注)3		
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)5	(注)6		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8			

	第6回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2019年11月27日	2020年4月15日	2021年3月30日	2021年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 16[5]	当社取締役 1[-] 当社従業員 15[6]	当社取締役 1[-] 当社従業員 27[17]	当社従業員 22[12]
新株予約権の数(個) ※	500(注)1	900(注)1	2,200(注)1	940 [900](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500 [25,000](注)1	普通株式 9,000 [45,000](注)1	普通株式 2,200 [110,000](注)1	普通株式 940 [45,000](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	—			
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	17,300[346] (注)1			
新株予約権の行使期間 ※	2021年11月29日から 2029年3月25日まで	2022年4月17日から 2030年3月30日まで	2023年4月1日から 2031年3月30日まで	2023年8月15日から 2031年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 17,300[346] 資本組入額 8,650[173]			
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3			
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)6			
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8			

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2021年12月15日	2022年3月30日	2022年6月30日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 一[1] 当社従業員 13[9]	当社取締役 2 当社従業員 26[17]	当社従業員 15[7]	当社取締役 4[一]
新株予約権の数(個) ※	1,020 (注)1	3,635 [3,595](注)1	180 (注)1	3,000 [一](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,020 [51,000](注)1	普通株式 3,635 [179,750](注)1	普通株式 180 [9,000](注)1	普通株式 3,000 [一](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	—			
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	17,300[346] (注)1			
新株予約権の行使期間 ※	2023年12月17日から 2031年3月30日まで	2024年4月1日から 2032年3月30日まで	2024年7月2日から 2032年3月30日まで	2024年7月2日から 2032年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 17,300[346] 資本組入額 8,650[173]			
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3			
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)6			
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8			

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2022年12月15日	2023年3月31日	2023年3月31日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29[8]	当社従業員 13[6]	当社取締役 4[一] 当社従業員 1[一]	当社取締役 4[2] 当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	600 (注)1	450 (注)1	2,800 [一](注)1	10,200 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 600 [30,000](注)1	普通株式 450 [22,500](注)1	普通株式 2,800 [一](注)1	普通株式 10,200 [510,000](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	—			40
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	55,000[1,100] (注)1			
新株予約権の行使期間 ※	2024年12月17日から 2032年12月15日まで	2025年4月2日から 2033年3月31日まで	2025年4月2日から 2033年3月31日まで	2025年4月1日から 2033年4月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 55,000 [1,100] 資本組入額 27,500 [550]			
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3			(注)4
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)6			(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8			

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
決議年月日	2023年10月5日	2023年11月22日	2024年4月1日	2024年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 一[1] 当社従業員 42[30]	当社従業員 3	監査役 1 当社従業員 14[11]	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	1,330 [ 1,250 ](注)1	540 (注)1	660 [ 240 ](注)1	500 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,330 [ 62,500 ](注)1	普通株式 540 [ 27,000 ](注)1	普通株式 660 [ 12,000 ](注)1	普通株式 500 [ 25,000 ](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	—			
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	17,300 [346](注)1			
新株予約権の行使期間 ※	2025年10月7日から 2033年10月5日まで	2025年12月1日から 2033年10月5日まで	2026年4月3日から 2034年3月30日まで	2026年5月12日から 2034年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 17,300 [ 346 ] 資本組入額 8,650 [ 173 ]			
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3			
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)6			
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8			

	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権
決議年月日	2024年11月28日	2024年12月19日	2024年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 子会社取締役 1 当社従業員 13[11]	当社従業員 9[8]	当社従業員 4[—]
新株予約権の数(個) ※	9,738 [ 8,938 ](注)1	2,475 [ 2,075 ](注)1	2,416 [ — ](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,738 [ 446,900 ](注)1	普通株式 2,475 [ 103,750 ](注)1	普通株式 2,416 [ — ](注)1
新株予約権と引換えに払い込む金銭 ※	—		
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	17,300 [ 346 ](注)1		
新株予約権の行使期間 ※	2026年11月30日から 2034年11月28日まで	2026年12月21日から 2034年11月28日まで	2026年12月21日から 2034年11月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 17,300 [ 346 ] 資本組入額 8,650 [ 173 ]		
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3		
当社が新株予約権を取得することができる事由 ※	(注)6		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8		

※ 最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から最近日現在（2025年9月30日）にかけて変更された事項については、最近日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. ① 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、最近日現在は 50 株であります。

② 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により、未行使の新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

③ 新株予約権の割当日後、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める未行使の新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

④ 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式分割若しくは株式併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合、次の算式により、未行使の新株予約権について行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

⑤ 新株予約権の割当日後、時価（調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。）を下回る 1 株あたりの払込金額で株式の発行又は自己株式の処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行う場合は、次の算式により、未行使の新株予約権について行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、用語の定義は以下のとおりとする。

(a) 「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。

(b) 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

(c) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（但し、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。

(d) 「新発行株式数」について、当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

⑥ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

⑦ 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には調整は行わない。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりです。

① 新株予約権者は、次の各事由に該当した場合、行使期間中であっても、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(a) 禁固以上の刑に処せられた場合

(b) 当社又は当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社又は当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

(c) 当社又は当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社又は当社の関係会社の書面による承諾を得ず、当社若しくは当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員になった場合又は当社若しくは当社の関係会社以外の会社と委任、請負、委託等の契約を締結した場合。

(d) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(e) 死亡した場合

(f) 当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- ② 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対比とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）
  - (b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対比とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
  - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価格を下回る価格となったとき。
  - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本事由の該当を判断するものとする。）
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権総数引受契約書に定めるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりです。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について、当社が新株予約権を取得することができる事由に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

4. ① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書

- (連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、9,863,205,528円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概要に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5. ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権

を無償で取得することができる。

6. 当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する新株予約権を決定するものとする。
- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について、法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ④ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ⑤ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - a. 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
    - b. 当社又は子会社の使用人
    - c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
    - d. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
      - e. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
      - f. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
      - g. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
      - h. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
      - i. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
      - j. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
      - k. 権利者につき解散の決議が行われた場合
      - l. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
      - m. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
  - ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
    - b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
7. ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった新株予約権を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

② 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年5月25日 (注) 1	B種優先株式 27,585	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932	799,965	899,965	799,965	4,880,146
2020年11月30日 (注) 2	—	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932	△799,965	100,000	△1,771,276	3,108,869
2022年10月25日 (注) 3	C種優先株式 5,875	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 5,875	499,962	599,963	499,962	3,608,832
2022年11月1日 (注) 4	C種優先株式 4,113	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 9,988	350,016	949,978	350,016	3,958,848
2022年11月2日 (注) 5	C種優先株式 2,351	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,339	200,070	1,150,048	200,070	4,158,918
2022年11月8日 (注) 6	C種優先株式 588	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,927	50,038	1,200,088	50,038	4,208,957
2022年12月30日 (注) 7	—	普通株式 17,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,927	△1,100,087	100,000	544,004	4,752,961
2023年6月30日 (注) 8	普通株式 44,000	普通株式 61,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,927	40,986	140,986	40,986	4,793,947

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年12月8日 (注)9	—	普通株式 61,490 A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,927	△40,986	100,000	40,986	4,834,933
2025年8月29日 (注)10	普通株式 253,537 A種優先株式 △152,678 B種優先株式 △87,932 C種優先株式 △12,927	普通株式 315,027	—	100,000	—	4,834,933
2025年9月1日 (注)11	普通株式 15,436,323	普通株式 15,751,350	—	100,000	—	4,834,933

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格 58,000円 資本組入額 29,000円  
割当先 YJ3号投資事業組合、グロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合
2. 会社法第447条第1項の規定に基づき、欠損補填及び今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金の額を減少(減資割合88.9%)しその他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額1,771,276千円を減少させその他資本剰余金に振り替えております。また、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えたものであります。
3. 有償第三者割当 発行価格 170,200円 資本組入額 85,100円  
割当先 株式会社MIXI
4. 有償第三者割当 発行価格 170,200円 資本組入額 85,100円  
割当先 株式会社丸井グループ
5. 有償第三者割当 発行価格 170,200円 資本組入額 85,100円  
割当先 KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合、株式会社バンダイナムコエンターテインメント
6. 有償第三者割当 発行価格 170,200円 資本組入額 85,100円  
割当先 株式会社セガ
7. 会社法第447条第1項の規定に基づき、欠損補填及び今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金の額を減少(減資割合91.7%)し、544,004千円を資本準備金に、556,083千円をその他資本剰余金に振り替えております。また、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えたものであります。
8. 第2回新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。
9. 会社法第447条第1項の規定に基づき、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金の額を減少(減資割合29.1%)し、資本準備金に振り替えております。
10. 2025年8月29日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付してあります。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、2025年8月29日付で会社法第178条に基づきすべて消去してあります。
11. 株式分割(1:50)によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	1	—	25	30	—
所有株式数(単元)	—	—	—	5,581	14,075	—	137,851	157,507	650
所有株式数の割合(%)	—	—	—	3.54	8.94	—	87.52	100	—

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,751,350	157,507	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	650	—	—
発行済株式総数	15,751,350	—	—
総株主の議決権	—	157,507	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年8月14日)での決議状況 (取得期間 2025年8月29日)	A種優先株式	152,678	—
	B種優先株式	87,932	
	C種優先株式	12,927	
最近事業年度前における取得自己株式	—		—
最近事業年度における取得自己株式	—		—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—		—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—		—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式	152,678	—
	B種優先株式	87,932	
	C種優先株式	12,927	
提出日現在の未行使割合(%)	—		—

(注) 当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、2025年8月29日付で当該優先株式の全てを消却しております。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 152,678 B種優先株式 87,932 C種優先株式 12,927	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年8月29日付で自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。

## 3 【配当政策】

当社は、成長過程にあることから、財務体質の強化に加えて将来の事業拡大に向け内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していく方針であります。以上の方針により、当事業年度の配当につきましては、配当を行わない予定であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業拡大の資金として、有効に活用していく方針であります。

しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回の剰余金の配当を考慮しており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

また、当社には、所有株式の議決権比率が3分の1を超える株主はいないことから、支配株主に該当する株主はおりません。

当社は、原則として関連当事者との間で取引を行わない方針としておりますが、取引を検討する場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行います。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### 1. 企業統治の体制の概要

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、社外監査役である常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。さらに、当社社内のガバナンスを強化する機関としてリスク管理委員会を設置しております。

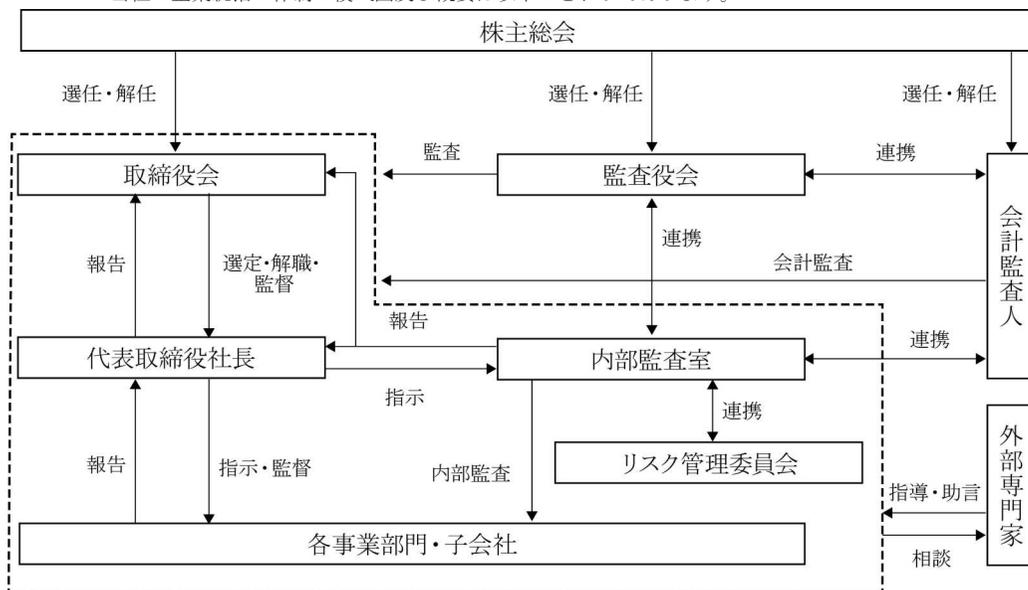
当社は、この体制が当社の持続的発展、持続的な株主価値の向上に有効であると考えております。

###### 2. 当該体制を採用する理由

当社は会社設立時においては取締役設置会社とし、その後の事業拡大に伴い2018年3月に取締役会設置会社及び監査役設置会社、2020年3月に監査役会設置会社に機関設計を変更し、企業活動を行ってまいりました。

現在、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社等、複数の機関設計が会社法上可能となっておりますが、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社のまま現在に至っております。

当社の企業統治の体制の模式図及び概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、議長 赤川隼一（代表取締役）、須山敏彦（取締役）及び青木耕平（社外取締役）の3名で構成されております。当社の取締役は7名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。取締役会は原則として月1回開催しております。また、必要に応じて随時開催することで、迅速な経営判断を行っております。なお、取締役会には監査役が出席して取締役の業務の執行を監督し、必要ときは意見を述べることであります。また、取締役のうち社外取締役は1名であり、独立した視点から経営監視を行っております。

(b) 監査役会

当社は会社法に基づき監査役会を設置しております。監査役会は、議長 鈴木信裕（常勤監査役）、秋元芳央（社外監査役）、内藤陽子（社外監査役）の3名で構成され、ガバナンス体制を監視するとともに、取締役の職務の執行を含む日常業務の監視を行っております。監査役は、監査業務に知見を有しており、監査機能の強化と実効性確保を図っております。また、監査役のうち社外監査役は3名であり、独立した視点から経営監視を行っております。

(c) 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長である大泉みどりが内部監査を実施しております。内部監査の対象は当社全部門とし、結果を代表取締役及び取締役会に報告するとともに、関係者にフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。なお、内部監査室は、監査役及び会計監査人と随時意見交換を行っており、適切な内部監査体制の構築と実施を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性確保に寄与しております。

なお、申請事業年度においては、専任の内部監査室長が産休・育休を取得していたことから、臨時でコーポレート本部所属の法務担当者を代理で内部監査担当者として選任し、コーポレート本部に対する内部監査の実施については、外部委託をしております。

(d) リスク管理委員会

当社は、リスク管理体制の強化・推進に係る社内規程を定め、コーポレート本部管掌役員である須山敏彦（取締役）が責任者を務め、常勤取締役及び執行役員により構成するリスク管理委員会を原則として四半期に1回以上開催し、適切なリスク管理の運用、企業活動における法令遵守及び営業上の諸問題に対する対応を検討しております。

(e) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査役と内部監査室は、定期的な会合をもち、相互の監査計画及び監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、2022年10月14日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

当社及び子会社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査、内部統制の整備評価及び運用評価を実施しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、コンプライアンス規程等の各種社内規程に則った職務執行を行う。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- (3) 取締役会は法令及び定款その他各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
- (6) 当社グループは、コーポレート担当役員をコンプライアンス推進の責任者（以下「コンプライアンス責任者」という）として任命し、コンプライアンス責任者は、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を継続的に実施する。
- (7) 当社グループは、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制として、社内外の通報窓口に繋がる内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。
- (8) 取締役、監査役及び使用人の法令違反については、取締役会規程、監査役会規程、コンプライアンス規程、懲罰委員会規程及び就業規則等に基づき厳正に処分を行う。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

## 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、リスク管理規程その他各種規程を整備し、当社グループに直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社グループの信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。
- (2) リスク管理委員会は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (3) 全社的に対応が必要な不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に従い、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、必要に応じて弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大防止又は損害最小化に努めるよう迅速に行動するものとする。

## 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を制定する。

## 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務権限規程及び職務分掌規程を定めて、責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- (2) 必要となる各種の法裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- (3) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

## 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。

7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議される他、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。
- (2) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。
- (5) 当社グループは、前二号に従い、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、主要な子会社には取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督及び監査を行うとともに当該派遣した者から子会社における業務執行に係る事項の報告を受ける。
- (2) 子会社の事業運営については当該子会社の事業領域を担当する役員が、子会社の経営管理については経営企画部門が、子会社管理規程に基づき子会社より定期的な報告を受けるとともに重要事項についての事前協議を行う。
- (3) 内部監査部門は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を検証する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
- (2) 監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当社グループはこれに速やかに応じるものとする。

11 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

12 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないように、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- (2) 当社グループは、「反社会的勢力対策規程」を定め、コーポレート本部を反社会的勢力対応部門として組織的に対処できる体制を構築する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うにあたり、法令等を遵守して行動することが重要であると考えており、リスク管理を行う機関として、リスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、四半期に1回以上開催され、常勤取締役、執行役員及び内部監査室長で構成されており、リスク管理規程に従い、リスク管理体制、法令遵守に関する協議を行っております。

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

- (1) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じて機動的な資本政策を遂行することを目的としたものであります。
- (2) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の執行に当たって、萎縮することなく期待される役割を十分に発揮することを可能とするためであります。
- (3) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

d. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議につき、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

なお、当社は、取締役の選任決議につき、累積投票によらない旨を定款で定めております。

e. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

f. 株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

g. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は社外取締役及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

h. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役、執行役員等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

i. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を月1回以上開催しており、個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
赤川 隼一	21	21
須山 敏彦	21	21
青木 耕平	21	21

当事業年度における取締役会における具体的な検討内容としては、決算等財務関連、合同会社アイブレイド(現 株式会社アイブレイド)に対する買収、事業状況、組織・人事関連、その他経営上重要な事項等に関して決議及び議論を行いました。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 最高経営責任者	赤川 集一	1983年6月10日	2006年4月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2012年4月 同社 執行役員社長室長 2018年2月 ㈱エモモ (現 当社) 設立 代表取締役 2019年6月 当社 代表取締役最高経営責任者 (現任) 2024年12月 ㈱アイブレイド 取締役 (現任)	(注) 3	2,846,000
取締役 最高財務責任者 コーポレート本部長	須山 敏彦	1984年9月26日	2007年4月 ㈱ローランド・ベルガー 入社 2009年4月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2014年4月 ㈱リクルートマーケティングパートナーズ 入社 2017年1月 ㈱メディカルノート 入社 2018年6月 同社 取締役 2020年1月 ㈱サイトビジット(現 フリー㈱) 入社 2020年3月 同社 取締役 2021年11月 当社 入社 2021年12月 当社 コーポレート本部長 (現任) 2022年3月 当社 取締役最高財務責任者 (現任) 2024年12月 ㈱アイブレイド 取締役 (現任)	(注) 3	2,500
取締役	青木 耕平	1972年8月8日	2002年9月 ㈱ジャパンエレベーターサービス (現 ジャパンエレベーターサービスホールディングス㈱) 入社 2005年11月 ㈱日本リフツエンジニアリング入社 2006年2月 エレベーターコミュニケーションズ㈱共同創業者兼取締役 2006年9月 ㈱クラシコム 設立 同社代表取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 2023年3月	(注) 3	—
常勤監査役	鈴木 信裕	1975年4月26日	2000年4月 東日本電信電話㈱ 入社 2011年2月 有限責任 あずさ監査法人 入所 2012年8月 公認会計士 登録 2013年4月 鈴木信裕公認会計士事務所開設 所長 (現任) 2016年7月 ㈱和心 常勤監査役 就任 2017年12月 ㈱ベルテックス 社外監査役 就任 (現任) 2019年9月 ㈱S-FIT 社外監査役 就任 (現任) 2020年4月 ㈱ランド・ホー 常勤監査役 就任 2024年3月 当社 常勤監査役 (現任) 2024年12月 ㈱アイブレイド 監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役	秋元 芳央	1972年12月30日	2000年4月 弁護士 登録 2000年4月 あさひ法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 入所 2005年8月 シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所 入所 2011年10月 グリー㈱ 入社 2014年10月 新樹法律事務所パートナー 2016年10月 SIAプライベート投資法人 (現 Oneプライベート投資法人) 監督役員 (現任) 2017年11月 原口総合法律事務所 (現 英和法律事務所) パートナー (現任) 2018年1月 ㈱ネットジンザイバンク (現 フォースターアップス㈱) 社外監査役 JOYCOIN㈱ 社外監査役 2018年4月 ㈱ギフトィ 社外監査役 (現任) 2018年7月 ㈱ギフティ 社外監査役 (現任) 2019年1月 ㈱ネッチ 社外監査役 2019年5月 財産ネット㈱ (現 グローバルゼット㈱) 社外監査役 2020年3月 当社 社外監査役 (現任) 2022年8月 オンサイト㈱ 社外監査役 2023年1月 メディフォン㈱ 社外監査役 (現任) 2023年6月 フォースターアップス㈱ 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年6月 フェラガモ・ジャパン㈱ 社外監査役 (現任) 2025年7月 フランチャイズビジネスインキュベーション㈱ 社外監査役 就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	内藤 陽子	1978年10月31日	2001年4月 明光ナショナル証券㈱(現 SMBC日興証券 ㈱)入社 2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士 登録 2018年9月 フリー㈱非常勤監査役 2018年10月 フリーファイナンスラボ(㈱) (現 フリー㈱) 非常勤監査役 2021年4月 ㈱サイトビジット(現 フリー㈱)非常勤監査役 2021年9月 フリー㈱取締役(常勤監査等委員) 2022年9月 AIQ㈱非常勤監査役(現任) 2024年3月 当社 社外監査役(現任) 2025年10月 ㈱NearMe 入社	(注)4	—
計					2,848,500

- (注) 1. 取締役青木耕平は、社外取締役であります。  
2. 監査役鈴木信裕、秋元芳央及び内藤陽子は、社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、2025年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
4. 監査役の任期は、2025年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は岡田裕次郎、千吉良成紀及び杉原健太郎の3名で構成されております。

## ② 社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能強化に努めております。

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、その経営者あるいは弁護士、公認会計士として豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する独立した立場からの助言・提言を行うとともに、経営の監督機能を強化しております。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者を選任する方針であります。また、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上のため、会社に対する善管注意義務を遵守し、客観的で公平・公正な判断をなし得る人格、見識、能力を有していると会社が判断している人物を選任しております。

### (a) 社外取締役

社外取締役の青木耕平は、株式会社クラシコムの代表取締役であり、To Cビジネスにおける豊富な知見や経営経験を有しており、その知識経験に基づき、当社の経営に参画いただいております。

なお、社外取締役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

### (b) 社外監査役

社外監査役の鈴木信裕は、公認会計士資格を有し、監査役としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地に基づき、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。

社外監査役の秋元芳央は、弁護士資格を有し、コーポレート・ガバナンスや企業法務等に関する専門的な経験を有しており、その知識経験に基づき、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。

社外監査役の内藤陽子は、公認会計士資格を有し、監査役としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地に基づき、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしております。

なお、鈴木信裕は、当社のストック・オプション1,000株を有しております。それら以外に、社外監査役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び内部監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役と内部監査担当者は、日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を行いながら監査活動にあたる他、必要に応じて常勤監査役は内部監査に立ち会う等しております。社外取締役は、取締役会を通じて、内部監査担当者より内部監査に関する報告を受けております。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期に一度情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）の3名で構成されております。常勤監査役の鈴木信裕氏及び非常勤監査役の内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、非常勤監査役の秋元芳央氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画に基づき監査を実施し、原則月1回の定時監査役会にて報告を行うとともに、必要に応じて臨時に開催することとしております。また、監査役は取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるなど、経営の適法性を確認しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 信裕	10	10
秋元 芳央	13	13
内藤 陽子	10	10

監査役会における主な検討事項としては、監査の方針及び監査計画や、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性であります。

また、常勤監査役の鈴木信裕氏の活動としては、日常業務の監査及び取締役会に出席する他、重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧により、取締役による意思決定に至るプロセスや決定内容の適法性、適正性、妥当性及び合理性について監査を行っております。非常勤監査役の活動としては、常勤監査役から日常の監査状況について報告を受けるとともに、取締役会や監査役会等への出席を通じて、経営全般に対して独立した立場から意見表明を行っております。

監査役と内部監査部門及び会計監査人は定期的に情報交換を行い、内部監査部門からは内部監査計画及び内部監査結果等の報告を受けており、また、会計監査人からは会計監査計画及び期中・期末の会計監査の結果報告を受けるなど、三様監査として相互に連携しております。

#### ② 内部監査の状況

申請事業年度における内部監査は、専任の内部監査担当者が産休・育休を取得していたことから、臨時でコーポレート本部所属の法務担当者（1名）を代理で内部監査担当者として選任し、コーポレート本部に対する内部監査の実施については、外部委託をしております。

内部監査担当者は、内部監査計画書に基づき、各事業部門及び管理部門に対して内部監査を実施しております。また、常勤監査役及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うなど三様監査を実施しており、監査機能の向上を図っております。内部監査の結果は代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行っております。さらに、内部監査結果を取締役に直接報告することにより、内部監査の実効性を確保しております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### b 継続監査期間

2年間

##### c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 齊藤 直人

公認会計士 矢部 直哉

継続監査期間については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。なお、第5期以降は業務執行社員が田中 計士から齊藤 直人に交代しております。

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名  
その他 9名

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に従い、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らし、監査法人に対する評価を行っております。

当該評価の結果、監査役及び監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価し、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,500	-	21,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,500	-	21,300	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、明文化した決定方針はありませんが、監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行の状況、報酬見積りの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し、稟議書で審議後、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役会が、会社法第399条第1項に基づき、取締役や関係部署及び会計監査人に必要事項を確認し、監査計画の内容や執行状況、提示された報酬見積り額の根拠などが適切であるかを審議し、適切であると判断したためであります。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨を定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。取締役の報酬等総額の限度額は、2023年3月31日開催の臨時株主総会にて年額70,000千円以内と決定されており、当該定めに係る役員の員数は7名であります。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、前に協議を行った上で、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。監査役の報酬等総額の限度額は、2020年3月30日開催の定時株主総会にて年額15,000千円以内と決定されており、当該定めに係る役員の員数は5名であります。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査役3名であります。当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2025年3月29日開催の取締役会において取締役報酬の額の決議をしております。

##### ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	47,500	47,500	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	1,925	1,925	—	—	1
社外役員	10,350	10,350	—	—	5

##### ③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

##### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

##### ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(3) 当社の第3四半期連結会計期間(2025年7月1日から2025年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2025年1月1日から2025年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は当連結会計年度より、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(5) 当連結会計年度は、当連結会計年度中に取得した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)に係る連結財務諸表を記載しておりません。

### 2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)及び当事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2025年7月1日から2025年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2025年1月1日から2025年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修セミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2024年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,752,175
売掛金	615,412
契約資産	6,795
棚卸資産	※1 283
前払費用	49,551
その他	990
流動資産合計	3,425,209
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	15,221
その他（純額）	2,775
有形固定資産合計	※2 17,996
無形固定資産	
のれん	31,282
無形固定資産合計	31,282
投資その他の資産	
敷金及び保証金	※3 62,541
投資その他の資産合計	62,541
固定資産合計	111,820
資産合計	3,537,030

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2024年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	244,900
1年内返済予定の長期借入金	260,772
未払金	82,409
未払費用	156,163
未払法人税等	2,360
未払消費税等	118,777
契約負債	113,062
預り金	33,966
その他	3,560
流動負債合計	1,015,971
固定負債	
長期借入金	644,728
固定負債合計	644,728
負債合計	1,660,699
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	4,834,933
利益剰余金	△3,059,702
株主資本合計	1,875,231
新株予約権	1,100
純資産合計	1,876,331
負債純資産合計	3,537,030

## 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2025年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,439,589
売掛金	591,980
契約資産	7,365
棚卸資産	※1 137
前払費用	87,706
未収消費税等	662
その他	197
流動資産合計	3,127,640
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	26,105
その他（純額）	7,328
有形固定資産合計	33,433
無形固定資産	
のれん	28,153
無形固定資産合計	28,153
投資その他の資産	
投資有価証券	258,295
敷金及び保証金	68,541
投資その他の資産合計	326,837
固定資産合計	388,425
資産合計	3,516,065

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2025年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	239,083
1年内返済予定の長期借入金	260,772
未払金	96,337
未払費用	160,782
未払法人税等	1,180
未払消費税等	52,455
契約負債	101,865
預り金	40,488
その他	5,967
流動負債合計	958,932
固定負債	
長期借入金	503,722
固定負債合計	503,722
負債合計	1,462,654
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	4,834,933
利益剰余金	△2,882,622
株主資本合計	2,052,311
新株予約権	1,100
純資産合計	2,053,411
負債純資産合計	3,516,065

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、連結損益計算書は作成しておりません。

【連結包括利益計算書】

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、連結包括利益計算書は作成しておりません。

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)
売上高	3,395,541
売上原価	2,321,927
売上総利益	1,073,613
販売費及び一般管理費	※1 871,171
営業利益	202,441
営業外収益	
受取利息	260
雑収入	225
営業外収益合計	486
営業外費用	
支払利息	7,702
持分法による投資損失	16,801
為替差損	109
雑損失	22
営業外費用合計	24,636
経常利益	178,292
税金等調整前中間純利益	178,292
法人税、住民税及び事業税	1,212
法人税等合計	1,212
中間純利益	177,080
親会社株主に帰属する中間純利益	177,080

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)
中間純利益	177,080
中間包括利益	177,080
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	177,080

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	178,292
減価償却費	9,275
のれん償却額	3,128
受取利息	△260
支払利息	7,702
持分法による投資損益 (△は益)	16,801
売上債権の増減額 (△は増加)	23,432
契約資産の増減額 (△は増加)	△569
棚卸資産の増減額 (△は増加)	145
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,817
契約負債の増減額 (△は減少)	△11,196
前払費用の増減額 (△は増加)	△37,842
未払金の増減額 (△は減少)	13,928
未払又は未収消費税等の増減額	△66,984
その他	14,505
小計	144,538
利息及び配当金の受取額	260
利息の支払額	△8,170
法人税等の支払額	△2,399
営業活動によるキャッシュ・フロー	134,229
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△24,711
投資有価証券の取得による支出	△275,097
差入保証金の差入による支出	△6,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△305,809
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	△141,006
財務活動によるキャッシュ・フロー	△141,006
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△312,585
現金及び現金同等物の期首残高	2,752,175
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,439,589

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社アイブレイド

連結範囲の変更

2024年10月24日付で合同会社アイブレイド(現株式会社アイブレイド)の持分を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2024年12月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

#### (3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主要な収益の区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ① 課金売上

スマートフォン向けアプリマーケット等を通じて「Mirrativ」を提供しております。「Mirrativ」は基本無償で提供し、プラットフォーム内で使えるアバターアイテムや配信ギフトの購入に必要なコインを有償で提供しております。ユーザーが購入したコインを消費し、アイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

##### ② 広告売上

主に「Mirrativ」内のバナー広告の作成・掲載や配信視聴キャンペーンを実施し、ゲーム開発会社に対し役務提供する義務があります。当該履行義務は、掲載期間・キャンペーン開催期間に応じて充足されるものと判断しております。なお、掲載期間・キャンペーン開催期間は概ね1か月以内であり、日割り計算により収益を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- 他、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
商品	283千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	59,737千円

※3 担保等に供している資産

「資金決済に関する法律」に基づき、次のとおり供託しております。

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
敷金及び保証金	36,000千円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
当座貸越限度額	800,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	800,000千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(2024年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち95.3%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	905,500	900,815	△4,684
負債計	905,500	900,815	△4,684

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

## (注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,752,175	—	—	—
売掛金	615,412	—	—	—
合計	3,367,588	—	—	—

## (注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	260,772	260,772	212,476	30,240	30,240	111,000

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	900,815	—	900,815
負債計	—	900,815	—	900,815

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えているため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年5月25日	2018年12月10日	2018年12月10日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社監査役 1名 当社従業員 26名	当社取締役 2名 当社従業員 7名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,000,000株	普通株式 755,800株	普通株式 690,000株	普通株式 60,000株
付与日	2018年5月31日	2018年12月14日	2018年12月14日	2019年6月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2018年5月31日～ 2028年5月30日	2020年12月15日～ 2028年12月10日	2020年12月15日～ 2028年12月10日	2021年6月29日～ 2029年3月25日

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2019年11月27日	2019年12月23日	2020年4月15日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 15名	当社監査役 1名 当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 130,000株	普通株式 142,500株	普通株式 440,000株	普通株式 216,150株
付与日	2019年11月28日	2019年12月24日	2020年4月16日	2021年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2021年11月29日～ 2029年3月25日	2021年12月25日～ 2029年3月25日	2022年4月17日～ 2030年3月30日	2023年4月1日～ 2031年3月30日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年8月13日	2021年12月15日	2022年3月30日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名	当社従業員 13名	当社取締役 2名 当社従業員 26名	当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 71,000株	普通株式 57,000株	普通株式 294,000株	普通株式 54,250株
付与日	2021年8月14日	2021年12月16日	2022年3月31日	2022年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2023年8月15日～ 2031年3月30日	2023年12月17日～ 2031年3月30日	2024年4月1日～ 2032年3月30日	2024年7月2日～ 2032年3月30日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日	2022年12月15日	2023年3月31日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社従業員 29名	当社従業員 13名	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 200,000株	普通株式 51,000株	普通株式 29,500株	普通株式 182,500株
付与日	2022年7月1日	2022年12月16日	2023年4月1日	2023年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2024年7月2日～ 2032年3月30日	2024年12月17日～ 2032年12月15日	2025年4月2日～ 2033年3月31日	2025年4月2日～ 2033年3月31日

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2023年3月31日	2023年10月5日	2023年11月22日	2024年4月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名	当社従業員 42名	当社従業員 3名	監査役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 595,000株	普通株式 82,500株	普通株式 27,000株	普通株式 33,000株
付与日	2023年4月3日	2023年10月6日	2023年11月30日	2024年4月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～ 2033年4月3日	2025年10月7日～ 2033年10月5日	2025年12月1日～ 2033年10月5日	2026年4月3日～ 2034年3月30日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権
決議年月日	2024年5月10日	2024年11月28日	2024年12月19日	2024年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 2名 子会社取締役 1名 当社従業員 13名	当社従業員 9名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 25,000株	普通株式 506,900株	普通株式 123,750株	普通株式 120,800株
付与日	2024年5月11日	2024年11月29日	2024年12月20日	2024年12月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2026年5月12日～ 2034年3月30日	2026年11月30日～ 2034年11月28日	2026年12月21日～ 2034年11月28日	2026年12月21日～ 2034年11月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	800,000	243,450	197,950	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	24,150	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	800,000	219,300	197,950	20,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	30,000	2,500	60,000	169,150
付与	—	—	—	—
失効	5,000	2,500	15,000	59,150
権利確定	—	—	—	—
未確定残	25,000	—	45,000	110,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	54,000	53,000	246,250	38,250
付与	—	—	—	—
失効	7,000	2,000	64,500	29,250
権利確定	—	—	—	—
未確定残	47,000	51,000	181,750	9,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	200,000	30,000	22,500	182,500
付与	—	—	—	—
失効	50,000	—	—	42,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	150,000	30,000	22,500	140,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	595,000	70,500	27,000	—
付与	—	—	—	33,000
失効	85,000	4,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	510,000	66,500	27,000	33,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	25,000	506,900	123,750	120,800
失効	—	20,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	25,000	486,900	123,750	120,800
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	36	53	53	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)	346	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格(円)	346	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格(円)	346	1,100	1,100	1,100
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
権利行使価格(円)	1,100	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権
権利行使価格(円)	346	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	369,271千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	805,604 千円
減価償却超過額	9,066 "
ソフトウェア減価償却超過額	1,472,344 "
未確定債務	27,666 "
資産除去債務	2,634 "
棚卸資産	986 "
その他	2,713 "
繰延税金資産小計	2,321,015 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△805,604 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,515,410 "
評価性引当額小計	△2,321,015 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金資産純額	－ 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	442,892	362,712	805,604
評価性引当額	－	－	－	－	△442,892	△362,712	△805,604
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

連結損益計算書を作成していないため、記載を省略しております。

### 3. 連結決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以降開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.6%から35.4%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

（取得による企業結合）

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称、事業内容及び資本金

被取得企業の名称	合同会社アイブレイド（現：株式会社アイブレイド）
事業の内容	イベント運営事業 プロダクション事業 メディア事業
資本金	500千円

##### ② 企業結合を行った理由

当社はミラティブアプリを運営しておりますが、ゲーム会社を中心とした広告主に対する新しい広告メニュー・付加価値の提供によるシナジー効果及びミラティブサービス以外で活動する配信者に対してのネットワークを期待できることから、合同会社アイブレイドの持分を取得することといたしました。

##### ③ 企業結合日

2024年10月24日（みなし取得日2024年12月31日）

##### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

##### ⑤ 結合後企業の名称

株式会社アイブレイド

なお、合同会社アイブレイドは2024年12月16日付で株式会社アイブレイドに組織変更しております。

##### ⑥ 取得した議決権比率

100%

##### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、持分を取得したためであります。

#### (2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末日をみなし取得日としているため、被取得企業の業績は含まれていません。

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	74,700千円
取得原価		74,700千円

#### (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等 4,900千円

#### (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

##### ① 発生したのれんの金額

31,282千円

##### ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

##### ③ 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	53,212千円
資産合計	53,212千円

流動負債	9,794千円
負債合計	9,794千円

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結貸借対照表のみを作成しており、連結損益計算書は作成していないため記載しておりません。

(セグメント情報等)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、セグメント情報は作成しておりません。

#### 【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

##### 1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	赤川 隼一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 18.07	債務被保証	当社オフィス に係る貸室賃 貸契約に対す る債務被保証 (注)	34,156	—	—

(注) 当社は、オフィスの貸室賃貸借契約に対して代表取締役 赤川 隼一より債務保証を受けております。上記取引金額には年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

##### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	△422円25銭

- (注) 1. 当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。
2. 当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
3. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額の算定をしております。
4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,876,331
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,527,335
(うち新株予約権(千円))	(1,100)
(うちA種優先払込金額(千円))	(1,226,004)
(うちB種優先払込金額(千円))	(5,100,056)
(うちC種優先払込金額(千円))	(2,200,175)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△6,651,004
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,751,350
(うち普通株式(株))	(3,074,500)
(うちA種優先株式(株))	(7,633,900)
(うちB種優先株式(株))	(4,396,600)
(うちC種優先株式(株))	(646,350)

- (注) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。
- また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産について普通株式と同様の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同様の株式としております。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(2024年12月31日)

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、株式会社キャスコードの株式譲受及び同社が実施する第三者割当増資の引受けにより、同社を当社の持分法適用関連会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式引受契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の概要

① 被投資会社の名称、事業の内容及び資本金

被投資会社の名称	株式会社キャスコード
事業の内容	キャスティング・投稿業務 システム開発 インターネットサービス開発・運営
資本金	76,774千円

② 持分法適用関連会社化した主な目的

当社の新戦略において重要な、「Mirrativ」外の配信者への日常的な接点・ポータルとして中核的位置づけになることを期待できることから、株式会社キャスコードの株式を取得することといたしました。

③ 持分法適用開始日

2025年3月31日

④ 株式取得後の持分比率

39.8%

(2) 被投資会社の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	266,997千円
取得原価		266,997千円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等 8,100千円

(4) 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額

250,945千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

(優先株式の取得及び消却)

2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を、B種優先株式1株につき普通株式1株を、C種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年8月29日開催の臨時株主総会により、2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	152,678株
B種優先株式	87,932株
C種優先株式	12,927株

(2) 交換により交付した普通株式数 253,537株

(3) 交付後の発行済普通株式数 315,027株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2025年8月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割により投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年8月30日の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	315,027株
今回の株式分割により増加する株式数	15,436,323株
株式分割後の発行済株式総数	15,751,350株
株式分割後の発行可能株式総数	41,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日	2025年8月30日
効力発生日	2025年9月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所へ反映しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

持分法適用の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社キャスコードを持分法の適用の範囲に含めております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間連結会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、株式会社キャスコードの株式譲受及び同社が実施する第三者割当増資の引受けにより、同社を当社の持分法適用関連会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式引受契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の概要

① 被投資会社の名称、事業の内容及び資本金

被投資会社の名称	株式会社キャスコード
事業の内容	キャストイング・投稿業務 システム開発 インターネットサービス開発・運営
資本金	76,774千円

② 持分法適用関連会社化した主な目的

当社の新戦略において重要な、「Mirrativ」外の配信者への日常的な接点・ポータルとして中核的位置づけになることを期待できることから、株式会社キャスコードの株式を取得することといたしました。

③ 持分法適用開始日

2025年3月31日

④ 株式取得後の持分比率

39.8%

(2) 被投資会社の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	266,997千円
取得原価		266,997千円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等 8,100千円

(4) 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる被投資会社の業績の期間

2025年4月1日から2025年6月30日まで

(5) 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額  
250,945千円
- ② 発生原因  
今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間  
5年にわたる均等償却

(中間連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳

	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
商品	137千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料及び手当	265,087千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	2,439,589千円
現金及び現金同等物	2,439,589千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

収益の区分	売上高
課金売上高	3,183,017
広告売上高	185,557
その他売上高	26,966
顧客との契約から生じる収益	3,395,541
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,395,541

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	11円24銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	177,080
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	177,080
普通株式の期中平均株式数(株)	15,751,350
(うち普通株式(株))	(3,074,500)
(うちA種優先株式(株))	(7,633,900)
(うちB種優先株式(株))	(4,396,600)
(うちC種優先株式(株))	(646,350)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同様の株式としております。
3. 当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
4. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益の算定をしております。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)

(優先株式の取得及び消却)

2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を、B種優先株式1株につき普通株式1株を、C種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年8月29日開催の臨時株主総会により、2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 152,678株  
B種優先株式 87,932株  
C種優先株式 12,927株

(2) 交換により交付した普通株式数 253,537株

(3) 交付後の発行済普通株式数 315,027株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2025年8月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割により投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年8月30日の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	315,027株
今回の株式分割により増加する株式数	15,436,323株
株式分割後の発行済株式総数	15,751,350株
株式分割後の発行可能株式総数	41,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日	2025年8月30日
効力発生日	2025年9月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】(2024年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	186,936	260,772	1.29	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	638,840	644,728	1.29	2026年1月～ 2033年7月
合計	825,776	905,500	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	260,772	212,476	30,240	30,240

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

このため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年11月14日の取締役会において承認された第8期第3四半期連結会計期間(2025年7月1日から2025年9月30日まで)及び第8期第3四半期連結累計期間(2025年1月1日から2025年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第3四半期連結会計期間(2025年7月1日から2025年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2025年1月1日から2025年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	2,496,702
売掛金	595,179
契約資産	12,760
棚卸資産	528
前払費用	76,863
未収消費税等	1,249
その他	232
流動資産合計	3,183,517
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品(純額)	27,081
その他(純額)	7,751
有形固定資産合計	34,832
無形固定資産	
のれん	26,589
無形固定資産合計	26,589
投資その他の資産	
投資有価証券	241,792
敷金及び保証金	68,541
投資その他の資産合計	310,334
固定資産合計	371,757
資産合計	3,555,274

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2025年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	266,575
1年内返済予定の長期借入金	260,772
未払金	82,532
未払費用	169,369
未払法人税等	1,770
未払消費税等	74,186
契約負債	109,977
預り金	43,879
流動負債合計	1,009,063
固定負債	
長期借入金	438,529
固定負債合計	438,529
負債合計	1,447,592
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	4,834,933
利益剰余金	△2,828,351
株主資本合計	2,106,582
新株予約権	1,100
純資産合計	2,107,682
負債純資産合計	3,555,274

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5,211,686
売上原価	3,565,871
売上総利益	1,645,814
販売費及び一般管理費	1,369,352
営業利益	276,462
営業外収益	
受取利息	841
雑収入	637
営業外収益合計	1,479
営業外費用	
支払利息	11,269
為替差損	102
雑損失	22
持分法による投資損失	33,304
営業外費用合計	44,699
経常利益	233,242
税金等調整前四半期純利益	233,242
法人税、住民税及び事業税	1,891
法人税等合計	1,891
四半期純利益	231,351
親会社株主に帰属する四半期純利益	231,351

## 四半期連結包括利益計算書

## 第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
四半期純利益	231,351
四半期包括利益	231,351
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	231,351

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持分法適用の範囲の重要な変更

中間連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社キャスコードを持分法の適用の範囲に含めております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、株式会社キャスコードの株式譲受及び同社が実施する第三者割当増資の引受けにより、同社を当社の持分法適用関連会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式引受契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の概要

① 被投資会社の名称、事業の内容及び資本金

被投資会社の名称	株式会社キャスコード
事業の内容	キャスティング・投稿業務 システム開発 インターネットサービス開発・運営
資本金	76,774千円

② 持分法適用関連会社化した主な目的

当社の新戦略において重要な、「Mirrativ」外の配信者への日常的な接点・ポータルとして中核的位置づけになることを期待できることから、株式会社キャスコードの株式を取得することといたしました。

③ 持分法適用開始日

2025年3月31日

④ 株式取得後の持分比率

39.8%

(2) 被投資会社の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	266,997千円
取得原価		266,997千円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等 8,100千円

(4) 四半期連結累計期間に係る連結損益計算書に含まれる被投資会社の業績の期間  
2025年4月1日から2025年9月30日まで

(5) 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生した投資有価証券に含まれるのれん相当の金額  
250,945千円
- ② 発生原因  
今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間  
5年にわたる均等償却

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	15,762千円
のれんの償却額	4,692千円

(セグメント情報等の注記)

当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,070,348	2,706,160
売掛金	497,218	609,181
契約資産	10,846	6,795
棚卸資産	※1 213	※1 233
前払費用	39,899	49,004
その他	267	※2 1,222
流動資産合計	3,618,793	3,372,598
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	14,849	15,221
その他（純額）	4,569	2,775
有形固定資産合計	※3 19,419	※3 17,996
投資その他の資産		
関係会社株式	—	79,600
敷金及び保証金	※4 58,809	※4 62,541
投資その他の資産合計	58,809	142,142
固定資産合計	78,228	160,139
資産合計	3,697,022	3,532,737
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	298,250	237,436
1年内返済予定の長期借入金	186,936	260,772
未払金	91,787	81,861
未払費用	180,593	156,044
未払法人税等	2,290	2,290
未払消費税等	55,797	118,452
契約負債	67,953	113,062
前受金	—	3,560
預り金	33,603	33,298
流動負債合計	917,210	1,006,778
固定負債		
長期借入金	638,840	644,728
固定負債合計	638,840	644,728
負債合計	1,556,050	1,651,506

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	4,834,933	4,834,933
資本剰余金合計	4,834,933	4,834,933
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,795,061	△3,054,802
利益剰余金合計	△2,795,061	△3,054,802
株主資本合計	2,139,872	1,880,131
新株予約権	1,100	1,100
純資産合計	2,140,972	1,881,231
負債純資産合計	3,697,022	3,532,737

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 5,438,229	※1 6,096,112
売上原価	※3 4,852,944	※3 4,787,276
売上総利益	585,284	1,308,835
販売費及び一般管理費	※4、※5 1,764,978	※4、※5 1,554,775
営業損失(△)	△1,179,694	△245,939
営業外収益		
受取利息	6	47
為替差益	82	—
業務受託料	—	※2 540
雑収入	482	60
営業外収益合計	572	647
営業外費用		
支払利息	11,084	12,069
為替差損	—	20
雑損失	105	63
営業外費用合計	11,189	12,152
経常損失(△)	△1,190,311	△257,444
税引前当期純損失(△)	△1,190,311	△257,444
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,296
法人税等合計	2,290	2,296
当期純損失(△)	△1,192,602	△259,741

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)			当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
I 商品原価							
1 期首商品棚卸高		0			213		
2 当期商品仕入高		15,446			2,436		
合計		15,446			2,649		
3 期末商品棚卸高		213	15,233	0.3	233	2,416	0.0
II 労務費			476,521	9.8		487,667	10.2
III 経費	※1		4,361,188	89.9		4,297,192	89.8
当期売上原価			4,852,944	100.0		4,787,276	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	1,129,535	1,102,347
決済手数料	1,350,785	1,420,182
支払報酬	581,047	546,391
サーバー利用料	813,595	860,073
減価償却費	9,902	7,322

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	4,752,961	4,752,961	△1,602,458	△1,602,458
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	40,986	40,986	40,986		
資本金から準備金への振替	△40,986	40,986	40,986		
当期純損失(△)				△1,192,602	△1,192,602
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	81,972	81,972	△1,192,602	△1,192,602
当期末残高	100,000	4,834,933	4,834,933	△2,795,061	△2,795,061

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	3,250,502	2,340	3,252,842
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	81,972		81,972
資本金から準備金への振替	—		—
当期純損失(△)	△1,192,602		△1,192,602
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△1,240	△1,240
当期変動額合計	△1,110,630	△1,240	△1,111,870
当期末残高	2,139,872	1,100	2,140,972

当事業年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	4,834,933	4,834,933	△2,795,061	△2,795,061
当期変動額					
当期純損失(△)				△259,741	△259,741
当期変動額合計	—	—	—	△259,741	△259,741
当期末残高	100,000	4,834,933	4,834,933	△3,054,802	△3,054,802

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	2,139,872	1,100	2,140,972
当期変動額			
当期純損失(△)	△259,741		△259,741
当期変動額合計	△259,741	—	△259,741
当期末残高	1,880,131	1,100	1,881,231

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失 (△)	△1,190,311	△257,444
減価償却費	20,620	15,975
受取利息	△6	△47
支払利息	11,084	12,069
有形固定資産売却損益 (△は益)	105	56
売上債権の増減額 (△は増加)	△131,372	△111,963
契約資産の増減額 (△は増加)	7,583	4,051
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△213	△20
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,890	△60,813
契約負債の増減額 (△は減少)	11,060	45,108
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,031	△8,735
未収入金の増減額 (△は増加)	13,613	112
未払費用の増減額 (△は減少)	4,366	△24,531
未払又は未収消費税等の増減額	120,284	62,655
その他	6,691	△7,736
小計	△1,116,634	△331,262
利息の受取額	5	40
利息の支払額	△11,326	△12,457
法人税等の支払額	△2,290	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,130,245	△345,969
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△5,380	△14,909
有形固定資産の売却による収入	193	299
子会社株式の取得による支出	—	△79,600
差入保証金の差入による支出	△8,500	△3,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,687	△97,942
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	600,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△74,224	△320,276
株式の発行による収入	80,256	—
新株予約権の発行による収入	476	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	606,508	79,724
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△537,424	△364,188
現金及び現金同等物の期首残高	3,607,773	3,070,348
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,070,348	※ 2,706,160

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産  
商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

### 3 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる主要な収益の区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ① 課金売上

当社は、スマートフォン向けアプリマーケット等を通じて「Mirrativ」を提供しております。「Mirrativ」は基本無償で提供し、プラットフォーム内で使えるアバターアイテムや配信ギフトの購入に必要なコインを有償で提供しております。ユーザーが購入したコインを消費し、アイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

#### ② 広告売上

当社は、「Mirrativ」内のバナー広告の作成・掲載や配信視聴キャンペーンを実施し、ゲーム開発会社に対し役務提供する義務があります。当該履行義務は、掲載期間・キャンペーン開催期間に応じて充足されるものと判断しております。なお、掲載期間・キャンペーン開催期間は概ね1か月以内であり、日割り計算により収益を計上しております。

### 4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …… 総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 …… 2～4年

## 3 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる主要な収益の区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### ① 課金売上

当社は、スマートフォン向けアプリマーケット等を通じて「Mirrativ」を提供しております。「Mirrativ」は基本無償で提供し、プラットフォーム内で使えるアバターアイテムや配信ギフトの購入に必要なコインを有償で提供しております。ユーザーが購入したコインを消費し、アイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

### ② 広告売上

当社は、「Mirrativ」内のバナー広告の作成・掲載や配信視聴キャンペーンを実施し、ゲーム開発会社に対し役務提供する義務があります。当該履行義務は、掲載期間・キャンペーン開催期間に応じて充足されるものと判断しております。なお、掲載期間・キャンペーン開催期間は概ね1か月以内であり、日割り計算により収益を計上しております。

## 4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- 他、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

#### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

#### (2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、2024年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(貸借対照表関係)

2024年1月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」112千円は、「その他」として組み換えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

2024年1月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」

に含めておりました「契約負債の増減額（△は減少）」は、金額的重要性が増したため、独立掲記することとしております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた17,752千円は、「契約負債の増減額（△は減少）」11,060千円、「その他」6,691千円として組み替えております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」112千円は、「その他」として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「契約負債の増減額（△は減少）」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度における財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた17,752千円は、「契約負債の増減額（△は減少）」11,060千円、「その他」6,691千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
商品	213千円	233千円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	一千円	600千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	53,446千円	59,737千円

※4 担保等に供している資産

「資金決済に関する法律」に基づき、次のとおり供託しております。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
敷金及び保証金	31,500千円	36,000千円

- 5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。  
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	900,000千円	800,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	900,000千円	800,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高	— "	540千円

※3 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上原価（棚卸資産評価損）	11,708千円	1,216千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
広告宣伝費	446,241千円	278,423千円
販売促進費	217,569 "	164,552 "
給料及び手当	369,745 "	412,427 "
業務委託費	181,440 "	170,935 "
支払手数料	177,273 "	199,908 "
減価償却費	10,718 "	8,652 "
研究開発費	74,811 "	18,000 "
おおよその割合		
販売費	41%	32%
一般管理費	59%	68%

※5 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。なお、売上原価に含まれる研究開発費はありません。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
一般管理費	74,811千円	18,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,490	44,000	—	61,490
A種優先株式(株)	152,678	—	—	152,678
B種優先株式(株)	87,932	—	—	87,932
C種優先株式(株)	12,927	—	—	12,927
合計	271,027	44,000	—	315,027

(変動事由の概要)

普通株式

新株予約権の行使による増加 44,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,100
合計		—	—	—	—	1,100

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,490	—	—	61,490
A種優先株式(株)	152,678	—	—	152,678
B種優先株式(株)	87,932	—	—	87,932
C種優先株式(株)	12,927	—	—	12,927
合計	315,027	—	—	315,027

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,100
合計		—	—	—	—	1,100

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	3,070,348千円	2,706,160千円
現金及び現金同等物	3,070,348千円	2,706,160千円

(リース取引関係)

前事業年度(2023年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2024年12月31日)

連結財務諸表の「注記事項(リース取引関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち88.1%が上位2社に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	825,776	825,654	△121
負債計	825,776	825,654	△121

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,070,348	—	—	—
売掛金	497,218	—	—	—
合計	3,567,566	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	186,936	227,436	160,784	79,140	30,240	141,240

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	825,654	—	825,654
負債計	—	825,654	—	825,654

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えているため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結財務諸表「注記事項(金融商品関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年12月31日
子会社株式	79,600

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年5月25日	2018年12月10日	2018年12月10日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社監査役 1名 当社従業員 26名	当社取締役 2名 当社従業員 7名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,000,000株	普通株式 755,800株	普通株式 690,000株	普通株式 60,000株
付与日	2018年5月31日	2018年12月14日	2018年12月14日	2019年6月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2018年5月31日～ 2028年5月30日	2020年12月15日～ 2028年12月10日	2020年12月15日～ 2028年12月10日	2021年6月29日～ 2029年3月25日

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2019年11月27日	2019年12月23日	2020年4月15日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 15名	当社監査役 1名 当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 130,000株	普通株式 142,500株	普通株式 440,000株	普通株式 216,150株
付与日	2019年11月28日	2019年12月24日	2020年4月16日	2021年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2021年11月29日～ 2029年3月25日	2021年12月25日～ 2029年3月25日	2022年4月17日～ 2030年3月30日	2023年4月1日～ 2031年3月30日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年8月13日	2021年12月15日	2022年3月30日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名	当社従業員 13名	当社取締役 2名 当社従業員 26名	当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 71,000株	普通株式 57,000株	普通株式 294,000株	普通株式 54,250株
付与日	2021年8月14日	2021年12月16日	2022年3月31日	2022年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2023年8月15日～ 2031年3月30日	2023年12月17日～ 2031年3月30日	2024年4月1日～ 2032年3月30日	2024年7月2日～ 2032年3月30日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日	2022年12月15日	2023年3月31日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社従業員 29名	当社従業員 13名	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 200,000株	普通株式 51,000株	普通株式 29,500株	普通株式 182,500株
付与日	2022年7月1日	2022年12月16日	2023年4月1日	2023年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2024年7月2日～ 2032年3月30日	2024年12月17日～ 2032年12月15日	2025年4月2日～ 2033年3月31日	2025年4月2日～ 2033年3月31日

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
決議年月日	2023年3月31日	2023年10月5日	2023年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名	当社従業員 42名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 595,000株	普通株式 82,500株	普通株式 27,000株
付与日	2023年4月3日	2023年10月6日	2023年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2025年4月1日～ 2033年4月3日	2025年10月7日～ 2033年10月5日	2025年12月1日～ 2033年10月5日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	3,000,000	256,750	197,950	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	13,300	—	—
権利確定	2,200,000	—	—	—
未確定残	800,000	243,450	197,950	20,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	2,200,000	—	—	—
権利行使	2,200,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	30,000	2,500	65,000	174,150
付与	—	—	—	—
失効	—	—	5,000	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	30,000	2,500	60,000	169,150
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	56,000	55,000	248,250	44,250
付与	—	—	—	—
失効	2,000	2,000	2,000	6,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	54,000	53,000	246,250	38,250
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	200,000	51,000	—	—
付与	—	—	29,500	182,500
失効	—	21,000	7,000	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	200,000	30,000	22,500	182,500
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	595,000	82,500	27,000
失効	—	12,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	595,000	70,500	27,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	36	53	53	346
行使時平均株価(円)	1,100	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)	346	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格(円)	346	346	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格(円)	346	1,100	1,100	1,100
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
権利行使価格(円)	1,100	346	346
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	376,348千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	2,338,028千円

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結財務諸表「注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	891,495 千円
減価償却超過額	10,003 "
ソフトウェア減価償却超過額	1,278,648 "
未確定債務	34,666 "
資産除去債務	2,634 "
棚卸資産	3,256 "
その他	2,946 "

繰延税金資産小計 2,223,650 千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2  $\Delta$ 891,495 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta$ 1,332,154 "

評価性引当額小計(注) 1  $\Delta$ 2,223,650 千円

繰延税金資産合計 — 千円

繰延税金資産純額 — 千円

(注) 1. 評価性引当額が408,039千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が220,077千円、ソフトウェア減価償却超過額に係る評価性引当額が196,029千円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	66,566	—	824,928	891,495
評価性引当額	—	—	—	$\Delta$ 66,566	—	$\Delta$ 824,928	$\Delta$ 891,495
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	801,509 千円
減価償却超過額	9,066 "
ソフトウェア減価償却超過額	1,472,344 "
未確定債務	27,666 "
資産除去債務	2,634 "
棚卸資産	429 "
その他	2,470 "
繰延税金資産小計	2,316,120 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△801,509 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,514,610 "
評価性引当額小計(注) 1	△2,316,120 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円

(注) 1. 評価性引当額が92,469千円増加しております。この増加の主な内容は、ソフトウェア減価償却超過額に係る評価性引当額が193,834千円増加した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が89,986千円減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	442,892	358,616	801,509
評価性引当額	—	—	—	—	△442,892	△358,616	△801,509
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.6%から35.4%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2024年12月31日)

(取得による企業結合)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結財務諸表の「注記事項(資産除去債務関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ミラティブ事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

収益の区分	売上高
課金売上高	5,042,247
広告売上高	395,981
顧客との契約から生じる収益	5,438,229
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,438,229

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	
期首残高	365,845
期末残高	497,218
契約資産	
期首残高	18,430
期末残高	10,846
契約負債	
期首残高	56,892
期末残高	67,953

契約資産は、広告売上に係る役務提供契約のうち、期末日時点で契約期間に応じて履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、時の経過以外の条件を充足し支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、ユーザーが「Mirrativ」内で購入した有償コインのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、56,892千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

収益の区分	売上高
課金売上高	5,806,464
広告売上高	289,648
顧客との契約から生じる収益	6,096,112
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,096,112

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	
期首残高	497,218
期末残高	609,181
契約資産	
期首残高	10,846
期末残高	6,795
契約負債	
期首残高	67,953
期末残高	113,062

契約資産は、広告売上に係る役務提供契約のうち、期末日時点で契約期間に応じて履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、時の経過以外の条件を充足し支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、ユーザーが「Mirrativ」内で購入した有償コインのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、67,953千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、ミラティブ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 【関連情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	3,231,683	ミラティブ事業
Google LLC	1,138,416	ミラティブ事業
ストライブジャパン株式会社	672,147	ミラティブ事業

なお、Apple Inc.及びGoogle LLCはプラットフォーム提供会社、ストライブジャパン株式会社は決済代行会社であり、それらの会社に対する売上高は、当社が提供するアプリ利用者(一般ユーザー)に対する利用料等でありませぬ。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	3,354,845	ミラティブ事業
ストライブジャパン株式会社	1,200,665	ミラティブ事業
Google LLC	1,138,092	ミラティブ事業

なお、Apple Inc.及びGoogle LLCはプラットフォーム提供会社、ストライブジャパン株式会社は決済代行会社であり、それらの会社に対する売上高は、当社が提供するアプリ利用者(一般ユーザー)に対する利用料等でありませぬ。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	赤川 隼一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 18.07	債務被保証	当社オフィス に係る貸室賃 貸契約に対す る債務被保証 (注)1	34,156	—	—
						—	ストック・オ プションの権 利行使 (注)2	81,972	—	—

(注) 1. 当社は、オフィスの貸室賃貸借契約に対して代表取締役 赤川 隼一より債務保証を受けております。  
上記取引金額には年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 2018年5月25日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結財務諸表「注記事項 関連当事者情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	△405円45銭	△421円94銭
1株当たり当期純損失(△)	△81円32銭	△16円49銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから期中平均株価を把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
3. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益の算定しております。
4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,140,972	1,881,231
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,527,335	8,527,335
（うち優先株式の払込金額(千円)）	(8,526,235)	(8,526,235)
（うち新株予約権(千円)）	(1,100)	(1,100)
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）に係る期末の純資産額(千円)	△6,386,363	△6,646,104
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式（普通株式と同等の株式を含む）の数(株)	15,751,350	15,751,350
（うち普通株式(株)）	(3,074,500)	(3,074,500)
（うちA種優先株式(株)）	(7,633,900)	(7,633,900)
（うちB種優先株式(株)）	(4,396,600)	(4,396,600)
（うちC種優先株式(株)）	(646,350)	(646,350)

(注) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産について普通株式と同様の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同様の株式としております。

5. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純損失(△)(千円)	△1,192,602	△259,741
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,192,602	△259,741
普通株式の期中平均株式数(株)	14,666,418	15,751,350
（うち普通株式(株)）	(1,989,568)	(3,074,500)
（うちA種優先株式(株)）	(7,633,900)	(7,633,900)
（うちB種優先株式(株)）	(4,396,600)	(4,396,600)
（うちC種優先株式(株)）	(646,350)	(646,350)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権19種類 新株予約権数3,042,050個 (普通株式 3,042,050株)	新株予約権23種類 新株予約権数3,441,450個 (普通株式 3,441,450株)

(注) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同様の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ 【附属明細表】(2024年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	14,849	11,709	356	10,980	15,221	35,706
	その他	4,569	3,200	0	4,995	2,775	24,031
	計	19,419	14,909	356	15,975	17,996	59,737

(注) 1. その他の有形固定資産は、工具、器具及び備品であり、取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産について、取得年度毎に一括して3年間で均等償却しているもの等であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品                      業務用PC等の購入                      10,306千円

【引当金明細表】

該当事項はありません

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日及び毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.mirrative.co.jp/">https://www.mirrative.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日	—	—	—	赤川 隼一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注) 4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2023年4月1日	2023年4月3日	2023年10月6日	2023年11月30日
種類	第19回新株予約権 (ストック・オプション)	第21回新株予約権 (ストック・オプション)	第22回新株予約権 (ストック・オプション)	第23回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 29,500株	普通株式 595,000株	普通株式 82,500株	普通株式 27,000株
発行価格	1,100円 (注)3	1,100円 (注)3	346円 (注)3	346円 (注)3
資本組入額	550円	550円	173円	173円
発行価額の総額	32,450,000円	654,500,000円	28,545,000円	9,342,000円
資本組入額の総額	16,225,000円	327,250,000円	14,272,500円	4,671,000円
発行方法	2023年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2023年10月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年10月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	—

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2024年4月2日	2024年5月11日	2024年11月29日	2024年12月20日
種類	第24回新株予約権 (ストック・オプション)	第25回新株予約権 (ストック・オプション)	第26回新株予約権 (ストック・オプション)	第27回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 33,000株	普通株式 25,000株	普通株式 506,900株	普通株式 123,750株
発行価格	346円 (注)3	346円 (注)3	346円 (注)3	346円 (注)3
資本組入額	173円	173円	173円	173円
発行価額の総額	11,418,000円	8,650,000円	175,387,400円	42,817,500円
資本組入額の総額	5,709,000円	4,325,000円	87,693,700円	21,408,750円
発行方法	2024年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年11月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年11月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割

当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと（同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2024年12月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき 1,100円	1株につき 1,100円	1株につき 346円
行使期間	2025年4月2日から 2033年3月31日まで	2025年4月1日から 2033年4月3日まで	2025年10月7日から 2033年10月5日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。		
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。		

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき 346円	1株につき 346円	1株につき 346円
行使期間	2025年12月1日から 2033年10月5日まで	2026年4月3日から 2034年3月30日まで	2026年5月12日から 2034年3月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。		
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。		

	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき 346円	1株につき 346円
行使期間	2026年11月30日から 2034年11月28日まで	2026年12月21日から 2034年11月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	

5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員6名	—	会社員	22,500	24,750,000 (1,100)	当社従業員

(注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

### 新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
赤川隼一	千葉県流山市	会社役員	410,000	451,000,000 (1,100)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
須山敏彦	—	会社役員	50,000	55,000,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
横手良太	—	会社役員	50,000	55,000,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 本書提出日現在、横手良太氏は、取締役を退任しております。

### 新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
妻木泰夫	—	会社役員	1,000	346,000 (346)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
当社従業員30名	—	会社員	61,500	21,279,000 (346)	当社従業員

(注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

### 新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員3名	—	会社員	27,000	9,342,000 (346)	当社従業員

(注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
鈴木信裕	—	会社役員	1,000	346,000 (346)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
当社従業員11名	—	会社員	11,000	3,806,000 (346)	当社従業員

- (注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員1名	—	会社員	25,000	8,650,000 (346)	当社従業員

- (注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
赤川隼一	千葉県流山市	会社役員	226,900	78,507,400 (346)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
須山敏彦	—	会社役員	75,000	25,950,000 (346)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
妻木泰夫	—	会社役員	50,000	17,300,000 (346)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
当社従業員11名	—	会社員	95,000	32,870,000 (346)	当社従業員

- (注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員8名	—	会社員	103,750	35,897,500 (346)	当社従業員

- (注) 1. 2025年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
赤川 隼一 (注) 1、3	千葉県流山市	3,507,900 (661,900)	19.82 (3.74)
グロービス5号ファンド投資事業 有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区二番町5番1号	3,295,900	18.63
ANRI 3号投資事業有限責任組合 (注) 3	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森 タワー15F	1,954,250	11.04
テクノロジーベンチャーズ4号投 資事業有限責任組合(注) 3	東京都港区北青山二丁目5番1号	1,676,400	9.47
Globis Fund V,L.P. (注) 3	P0 Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	1,407,550	7.95
YJ3号投資事業組合 (注) 3	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,293,100	7.31
ジャフコSV5共有投資事業有限責 任組合 (注) 3	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	732,100	4.14
グローバル・ブレイン7号投資事 業有限責任組合 (注) 3	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	603,450	3.41
グローバル・ブレイン6号投資事 業有限責任組合 (注) 3	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	517,250	2.92
株式会社MIXI (注) 3	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スク ランブルスクエア	293,750	1.66
グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合	東京都千代田区二番町5番1号	258,600	1.46
株式会社丸井グループ	東京都中野区中野四丁目3番2号	205,650	1.16
須山 敏彦 (注) 2	—	202,500 (200,000)	1.14 (1.13)
— (注) 5	—	152,500 (150,000)	0.86 (0.85)
ジャフコSV5スター投資事業有限 責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	130,000	0.73
— (注) 5	—	105,000 (105,000)	0.59 (0.59)
KDDI新規事業育成3号投資事業有 限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	88,150	0.50
— (注) 5	—	75,000	0.42
— (注) 5	—	75,000	0.42
— (注) 5	—	73,300 (73,300)	0.41 (0.41)
— (注) 5	—	70,000 (70,000)	0.40 (0.40)
伊藤 光茂	—	62,250	0.35
— (注) 5	—	60,000 (60,000)	0.34 (0.34)
— (注) 5	—	51,250 (51,250)	0.29 (0.29)
妻木 泰夫 (注) 4	—	51,000 (51,000)	0.29 (0.29)
佐藤 裕介	東京都港区	46,700	0.26
— (注) 5	—	46,250 (46,250)	0.26 (0.26)
— (注) 5	—	46,250 (46,250)	0.26 (0.26)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
一(注)5	—	39,550 (39,550)	0.22 (0.22)
一(注)5	—	39,400 (39,400)	0.22 (0.22)
一(注)5	—	31,350 (31,350)	0.18 (0.18)
一(注)5	—	31,150	0.18
一(注)5	—	31,150	0.18
古川 健介	東京都渋谷区	31,100	0.18
株式会社バンダイナムコエンター テインメント	東京都港区芝五丁目37番8号	29,400	0.17
株式会社セガ	東京都品川区西品川一丁目1番1号	29,400	0.17
一(注)5	—	25,800 (25,800)	0.15 (0.15)
一(注)5	—	22,500 (22,500)	0.13 (0.13)
一(注)5	—	22,200 (22,200)	0.13 (0.13)
島田 達朗	東京都品川区	15,550	0.09
一(注)5	—	13,300 (13,300)	0.08 (0.08)
一(注)5	—	11,000 (11,000)	0.06 (0.06)
一(注)5	—	10,000 (10,000)	0.06 (0.06)
一(注)5	—	8,300 (8,300)	0.05 (0.05)
一(注)5	—	8,300 (8,300)	0.05 (0.05)
一(注)5	—	8,300 (8,300)	0.05 (0.05)
一(注)5	—	8,300 (8,300)	0.05 (0.05)
一(注)5	—	8,300 (8,300)	0.05 (0.05)
大湯 俊介	東京都品川区	6,250	0.04
千葉 久義	東京都文京区	6,250	0.04
その他84名	—	177,150 (172,150)	1.00 (0.97)
計	—	17,695,050 (1,943,700)	100.00 (10.98)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)  
2. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
4. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)  
5. 当社の従業員  
6. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年11月6日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミラティブの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラティブ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月6日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミラティブの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラティブ及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年11月6日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミラティブの2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラティブの2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年11月6日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミラティブの2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラティブの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

Mirrativ